

JSAI
全国歴史資料
保存利用機関
連絡協議会

会報

The Japan Society of
Archives Institutions
No.107 **2020 . 3**

ホームページアドレス <http://www.jsai.jp>

第45回 安曇野大会特集号

目 次

■大会テーマ・大会日程		2
■開会行事		
会長あいさつ	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長 高木 秀彰	3
開催地あいさつ	安曇野市副市長 中山 栄樹	4
共催者あいさつ	長野県史料保存活用連絡協議会会長 笹本 正治	5
■記念講演会		
時を貫く記録を活かす—令和の時代に公文書館が望まれること—	独立行政法人国立公文書館館長 加藤 丈夫	6
■委員会報告		
基礎自治体における公文書管理の実態調査について	調査・研究委員会 嶋田 典人・嵐 大二郎	10
■大会テーマ研究会『『文書館（ぶんしょかん）』をつくる—市町村が拓くアーカイブズ活動—』		
大会趣旨説明	大会・研修委員会	12
報告1 安曇野市文書館の開館について—公文書館機能ミニマムモデルの活用—	大会・研修委員会委員／安曇野市文書館 青木 弥保	13
報告2 長野県内市町村の「公文書館機能ミニマムモデル」を活用した実態調査について	大会研修委員会委員 新井 浩文	16
報告3 市民要望としての公文書館設置—上田市公文書館の設置などについて—	上田・東御・小県地域史連絡協議会会長 小平 千文	19
大会テーマ討論会	大会・研修委員会	22
■ポスターセッション		28
■研修会		
A 視察1（松本市文書館・安曇野市文書館）	鳥取県立公文書館 末次 啓子	38
A 視察2（貞享義民記念館・安曇野市文書館・豊科郷土博物館）	河内長野市立図書館 松野 准子	39
B アーカイブズ入門	全史料協参与／松本市文書館特別専門員 小松 芳郎	41
C 戦後社会運動のアーカイブズとして—立教大学共生社会研究センターの経験と課題—	立教大学共生社会研究センターアーキビスト 平野 泉	45
D 市町村の公文書管理—アーキビストの前方進出の視点から—	藤沢市文書館 櫛原 直樹	49
E 地域史料の危機管理—長野県における史誌編纂事業との関わり—	長野県立歴史館 村石 正行	53
■大会参加記		
	佐久市議会議員 吉岡 徹	57
	天草市立天草アーカイブズ 金子久美子	60
■第45回全史料協全国（安曇野）大会を終えて	大会・研修委員会事務局 煙山 英俊	62
◇会員動向、お知らせ、編集後記		64

第45回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（安曇野）大会 「文書館」をつくる ―市町村が拓くアーカイブズ活動―

大会日程

11月14日（木）		11月15日（金）	
8：50～12：00 【研修会A】視察（定員①23名 ②35名 ③55名）		9：00 受付	
①[松本―安曇野コース] 松本市文書館→安曇野市文書館 ②[安曇野コース] 貞享義民記念館→安曇野市文書館→豊科郷土博物館 ③[安曇野直行コース] 安曇野市文書館		9：30～10：30 【研修会D】 「市町村の公文書管理 ―アーキビストの前方進 出の視点から―」 藤沢市文書館 櫛原 直樹	【研修会E】 「地域史料の危機管理 ―長野県における史誌編 纂事業との関わり―」 長野県立歴史館 村石 正行
11：30 受付		10：40～11：30 【大会テーマ研究会】 報告①「安曇野市文書館の開館について―公文書館機能ミニマムモデルの活用―」 大会・研修委員会委員／安曇野市文書館 青木 弥保	
12：00 展示・ポスターセッション		11：30～13：00 展示・ポスターセッション	
13：30 大会開会式		13：00～14：20 【大会テーマ研究会】 報告②「長野県内市町村の『公文書館機能ミニマムモデル』を活用した実態調査について」 大会・研修委員会委員 新井 浩文 報告③「市民要望としての公文書館設置―上田市公文書館の設置などについて―」 上田・東御・小県地域史連絡協議会会長 小平 千文	
13：50～15：20 【公開講演会】 独立行政法人国立公文書館長 加藤 丈夫		14：40～16：30 【大会テーマ討論会】	
15：30～16：30 【研修会B】 「アーカイブズ入門」 全史料協参与 松本市文書館特別専門員 小松 芳郎【研修会C】	【研修会C】 「戦後社会運動のアーカイブズとして―立教大学共生社会研究センターの経験と課題―」 立教大学共生社会研究センター 平野 泉	16：30～16：50 【閉会行事】	
16：40～17：00 【調査・研究委員会報告】			
17：30～19：30 交流会			

- 期 日 令和元（2019）年11月14日（木）・15日（金）
- 会 場 安曇野市豊科公民館
- 主 催 全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）
- 共 催 安曇野市 安曇野市教育委員会 長野県史料保存活用連絡協議会
- 後 援 独立行政法人国立公文書館 長野県 長野県教育委員会
安曇野市観光協会 信濃毎日新聞社 中日新聞社 市民タイムス
大糸タイムス社 朝日新聞長野総局 読売新聞松本支局
毎日新聞松本支局 産経新聞長野支局 MGプレス SBC信越放送
NBS長野放送 TSBテレビ信州 長野朝日放送
あづみ野テレビ株式会社 あづみ野エフエム
公益財団法人八十二文化財団 信濃史学会
- 事務局 秋田県公文書館（大会・研修委員会）

開 会 行 事

会長あいさつ

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会 長 高 木 秀 彰



高木会長

今年は日本中がいくつもの自然災害に見舞われました。8月末の九州北部豪雨では佐賀県を中心に、9月半ばの台風15号では千葉県を中心に、それぞれ大きな被害がでました。そして10月12・13日の台風19号では、ここ長野県をはじめとして、東日本各地の広い範囲で河川の氾濫や土砂災害等が起きました。各地で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

こうした自然災害により、先人の営みを伝える貴重な資料が失われることも少なくありません。被災資料の救出や復旧等について、すでに各地で動きがありますが、全史料協といたしましても可能な限り尽力してまいりたいと思います。ロビーでは、このほど立ち上がった信州資料ネットへの支援の募金を受け付けています。皆さまの温かいお気持ちをぜひお寄せいただければ幸いです。

さて、第45回全国（安曇野）大会に、全国各地から多数の皆さまにご参集いただきましたこと、心より御礼申し上げます。大会の開催にあたりましては、共催者である安曇野市・

安曇野市教育委員会、長野県史料保存活用連絡協議会の皆さま、後援して下さった国立公文書館をはじめ各機関の皆さま、そのほか大勢の方々にご協力を賜りました。深く感謝申し上げます。

18年ぶりに長野県で開催される今回の大会テーマは「文書館をつくる～市町村が拓くアーカイブズ活動～」です。ご承知のとおり長野県内では、かねてより活発に活動していた松本市、長野市、小布施町に加え、昨年と今年だけで東御市、安曇野市、須坂市、長和町、上田市と相次いでアーカイブズ施設が誕生し、基礎的自治体のアーカイブズが最も充実したエリアになりました。公文書や古文書など地域の記録資料に住民が気軽にアクセスできる環境を整えるということは、民主主義を根付かせ、地域に愛着を持つ住民を増やすことにもつながりますので、長野県の例に学び、その輪を全国に広げることが全史料協の役割であり、めざすところではないかと考えています。

そこで今回の大会では、国立公文書館の加藤丈夫館長のご講演をはじめ、大会テーマ研究会のいくつかのご報告を通じて、この長野県のムーブメントはいかにして起きたのか、そしてどのようにして開館にまで至り、どう運営しているかなどのプロセス、あるいは担当者の心意気などを、みんなで検証し、情報共有をはかりたいと思っております。

その他にも研修会、調査・研究委員会報告、ポスター展示、企業展示などさまざまな企画をご用意いたしました。それぞれに積極的にご参加いただき、業務や研究等の一助にしていいただければ幸いです。また、全国大会は人びとの交流の場でもあります。資料の保存活用に関わる者どうし、情報交換などを行い、

ぜひ横のつながりを深めていただけたらと思います。

皆さまにとって実りのある、そして思い出深い大会になることを祈念いたしまして、開催のご挨拶とさせていただきます。どうぞ2日間、よろしくお願い申し上げます。

開催地あいさつ

安曇野市副市長 中山 栄 樹



中山副市長

第45回全史料協全国大会の開催、誠にありがとうございます。遠方よりお運びいただきましたことに、厚く御礼申し上げますとともに、本大会を主催されます「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」をはじめ関係される皆様に深く敬意と感謝を申し上げます。

ここで少し安曇野市のご紹介をさせていただきます。本市は平成17年10月1日に、3町2村が対等合併してできた新市であり、誕生から今年で15年目を迎えました。

雄大な北アルプスのふところに、人々の営みが広がる「田園産業都市」であり、農業では、内陸性気候の特長である寒暖の差を活かして、稲作や、リンゴをはじめとする果樹類、玉ねぎをはじめとする野菜類等の生産が盛んです。また、古くから、豊富な湧き水を利用したワサビ栽培が営まれ、その生産量は全国トップレベルです。また、安曇野は、北アル

プスを背景に一面に広がる田園風景など、昔ながらの原風景が数多く残り、穏やかな時間を過ごすために、多くの観光客の皆様においでいただいております。

平成28年3月に環境省が行いました「名水百選 選抜総選挙」では、「安曇野わさび田湧水群」が、観光地と景観の両部門で1位を獲得し、同年11月には、農業用水路である「拾ヶ堰」が「世界かんがい施設遺産」に登録されるなど、本市の水環境は、日本全国に誇れる市民共有の財産となりました。皆様には、時間の許す限り、安曇野の自然を満喫していただきたいと思います。

さて、本大会のテーマは、「「文書館」をつくる～市町村が拓くアーカイブズ活動～」であると伺っております。

本市では、平成29年に「安曇野市自治基本条例」を制定し、自治の基本理念を実現するため、市政運営の基本原則の一つとして「情報共有」を掲げました。市や市民の諸活動や歴史的事実に関する重要文書等に加え、地域に残る歴史に関する様々な情報を、昨年10月に開館した文書館で収集・保存・公開することで、市民の「参加」及び「協働」の原則に基づく住民自治の推進を一層進めて参りたいと考えております。その中で、文書館が市民の新たな活動の拠点として認知され、より多くの方に利用していただけるよう取り組んでおります。

今回の大会をとおして、本市のこれまでの取り組みが、これから文書館の整備をご計画されたり、運営を行っておられる自治体の方々のご参考になれば幸いです。

大会開催にあたっては、長野県様、松本市様などの関係者の方々から多大なるご支援をいただきました。本日、このように大会が開催できますのも、皆様からのご理解とご支援の賜と感謝申し上げます。

結びに全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の益々のご発展と、皆様のご健勝とご多幸

を心よりお祈り申し上げ、挨拶いたします。

令和元年11月14日

安曇野市長 宮澤宗弘

※宮澤市長は公務により欠席のため、
中山副市長に挨拶文を代読いただきました。

共催者あいさつ

長野県史料保存活用連絡協議会

会長 笹本 正 治



笹本会長

皆さん、ようこそ、この安曇野に来ていただきまして、ありがとうございます。見ていただいて分かることと思いますが、安曇野はとても素敵な場所です。安曇野の紅葉、水、そして北アルプス、全てが皆さまを歓迎しております。同時に皆さまに心よりお礼を申し上げます。長野県はさきの台風19号において大きな被害を受けました。公文書や古文書など様々なものが被害を受けています。その中で多くの方々から、何かあったらお手伝いをしますよと、暖かいお言葉をいただいております。また実際に多くの方に来ていただいて、資料の救出等に当たっていただいております。皆さまのご支援により横に繋がることで、私たちは文書を救出することができるのだということを、改めて自覚いたしました。

安曇野市は、合併して出来上がった市です。合併した多くの自治体では、行政文書が散逸しております。安曇野市は、何とか行政文書

を残したいという職員の心が一つとなって、今のようなかたちとなりました。文書館を創り上げることは、簡単なことではないとは思っております。その陰に市民の力、そして行政の人たち、様々な人たちが一緒になって、何とか志をとげたというのが実情です。

長野県では、多くの市町村に文書館があります。しかし、まだまだ足りないと思っております。今回の災害にあたって、私たち県はきちんとした組織を整えることができませんでした。これから何かあったときに、県として対応できるようにし、同時に、他所の県に対して、私たちが受けた恩恵を、もう一度お返しできるような所までもっていきたいと思っております。

色々な人たちと話をしておりますと、特に行政の側の人たちは、文書を残したくないという人もけっこうおります。その都度思うのですが、行政を司る人たちにとって、一番安全なのは、自分たちがやっていることを、きちんとした文書で残しておくことです。後々のことを考えるならば、自分たちがどういう流れのなかで仕事をしているかわかってもらえるように、しっかり行政文書を残して下さいと、いつも言ってきました。実際はなかなか思うようにいかないのですけれども、今日、明日にかけて、皆さまから少しでも多くのことを教えていただきたいと思います。

この会場には、私たち長野県史料保存活用連絡協議会の仲間たちが多く来ております。長野県の仲間たち、そして全国の仲間たちとともに、未来に向けて、将来の日本を、将来の地域をより良くするためには、過去をしっかりと認識しなければならないこと、その素材になる古文書を残し、未来につたえていくことなどを、しっかり論議していきたいと思っております。

今日は本当に来ていただいて、ありがとうございます。これから2日間、皆で楽しみながら学んでいきましょう。

記念講演会

時を貫く記録を活かす—令和の時代に公文書館が望まれること—

独立行政法人国立公文書館 館長 加藤 丈夫

はじめに

このたびの台風19号で甚大な被害を受けられた地元の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。また、安曇野市の文書館が開設されたことをお祝い申し上げます。さきほどお話があったように、長野県にはこれで8館の市町村文書館が開設されたことになります。全国的にも先進的な取組であり、長野県民の向学心、歴史を大切に作る心が全国でも際立っている証拠だと思います。

さて、5月に元号が令和に改まり、即位に関する様々な行事が行われています。元号が変わったときに時代が変わったことが実感され、これからの時代についてみんなが考えるきっかけになったのではないかと思います。

振り返りますと、平成元年は時代の転換期でした。4月に日本で初めて消費税が導入された。6月に中国で天安門事件が起こり、11月にはベルリンの壁が崩壊する。そして12月には株価が史上最高値を記録しました。

上皇陛下が退位のお言葉で述べられたように、その後の30年の日本は戦争のない平和な時代でした。このことはどうしても後の時代に引き継ぎたいと述べられました。

また平成の時代は、自然災害が頻発しました。両陛下は震災が起こるたびに被災地に赴かれました。これからの自然災害への備えをしっかりとやらなくてはならないということを述べられました。これも大きな課題として令和に引き継いでいかなければならないと思います。

この二つの問題と並んで、私は人口減少と少子高齢化が今後もっとも大きな課題の一つになると思っています。2008年をピークに総人口が減少に転じており、高齢者が増える。

日本が直面せざるを得ない問題です。以上の三つにきちっと立ち向かうことが、まず令和の課題であると思います。

そのような中で、5月1日の朝、家でNHKのラジオを聴いていると、アナウンサーが東京大学の御厨貴先生に「令和の時代の課題は何ですか？」と聞き、先生は開口一番「公文書管理です。」と言われました。自分のことを言われたかとはびっくりして飛び起きました。

「平成の時代に国にいろいろな問題が起こって混乱したのは、国の文書管理が杜撰だったからだ。令和の時代にまず国が取り組むべきことは、記録管理をしっかりさせ、国民に対して責任を持つことだ」と言われました。それから半年間、私は機会があればまずこの話をして、令和の最初の課題は公文書管理であると言っています。



I 公文書館の役割

2011年に施行された公文書管理法の基本理念は、次の三つです。

第一には、行政機関が作成した公文書や国・地域に遺された貴重な歴史的文書を適切に保存・公開することによって、人々の生き方や暮らしに影響を及ぼす社会の決まりの内容と、それが成立した過程を正しく知ることができるということです。

民主主義の主権者である国民は、普段は政

治家や公務員に任せていますが、大切なことは、何か問題が起こったときにそれをきちっと検証できる仕組みができています。そういう仕組みがあれば、政治家も公務員も、国民が目を光らせているという緊張感の中で仕事をします。それがガバナンスの検証機能であり、公文書管理が民主主義の基本的なインフラであると言われる所以です。

二つ目は、国や地域の文化を理解し、国民・住民としての誇りや自信を持つことができるということです。まさに長野県が取り組んでいる先進的な取組のことであり、国民・住民としてのアイデンティティを確認するということです。

三つ目は、国や地域の歴史を理解することを通じて、未来を考える力を養うことができるということです。未来を考えるということは、過去を知って現在を知る、そのことを通して未来を知ることです。

公文書管理、文書（もんじょ）管理、記録管理には、これら三つの大きな意味があることを改めて確認する必要があると思います。

Ⅱ 歴史を学ぶ意義

皆さんに過去・現在を知り、歴史を学ぶ意義のお話をするのは僭越なのですが、歴史を学ぶということは、「我々は何処から来て何処に向かうのかを探ることである」と言えるでしょう。

歴史を学ぶことにより、成功の経験からは未来へ向かう活力の源泉を、失敗の経験からは失敗は最良の教師であるという教訓を得ることができます。よく言われるように、歴史というのは勝者の記録の積み重ねです。勝者の記録だけを見ていたら、本当に過去を知ることにはできない。敗者の記録を探って確かめるというのが、歴史を学ぶということの一番大事なことだろうと思います。

私が富士電機で社史づくりを通じて感じたことは、会社の歴史を知らなければ会社を経

営できないということです。

重電機の会社が昭和30年代、ブームに乗って家電に進出しようとし見事に失敗しました。電力会社などを顧客にしている会社が、広く国民がお客様である家電に進出したのですが、一つの例として、必要以上に頑丈なモーターを使いコストがかかってしまった。企業文化、DNAがないところで新しい事業に取り組むと失敗する。社史づくりからそういうことを学びました。

町や市でも同じことです。文化を大事にしない行動は必ず失敗する。歴史を学ぶということは、地域と国に根差した伝統的なDNAをしっかり認識することだと思います。

少し話を広げると、韓国との間で歴史認識を巡っていろいろな摩擦起きていますが、私は、基本的には特定の史観にとらわれない検証が両国の相互理解と友好を深める鍵になると考えています。

私が議長を務めるEASTICAの大会が11月25日から東京で開催されます。韓国からも参加の連絡がありました。政治的な対立とは関係なく、歴史を学ぶ者として話をしようという意義ある大会だと思っています。

歴史を学ぶ意義ということから言いますと、高校の日本史では明治以降の近現代史について学ぶ機会が少ない。中国や韓国では中・高校生が近現代史をよく勉強しており、日中、日韓の学生が歴史観の議論をしても噛み合わないケースが非常に多いのです。周辺国と仲良くするには、同じ世代の人たちが歴史問題を共有する取組が一番大事だという気がしてなりません。

Ⅲ 新しい時代の公文書館の活動

これからの公文書管理はどうあるべきか。新しい時代の公文書館の活動についてお話ししたいと思います。

これまでの日本は、公文書は役人が仕事で使う資料であり、よほど重要な案件でない限

り決着がつけば捨ててしまうという習慣が根付いていました。辞書にも整理とは捨てることだと書いてあります。

それと、日本の行政機関は決めることが大事なのであって、決まった後は直ちに次の行動に関心が移っていく。過去の事象を検証して政策立案に活かすという習性はあまりなかったのです。決めたらすぐ前に進むことで、少ない人数で高い効率の仕事ができるというメリットもありました。

国の文書管理が大きな問題になっている背景には、こういう体質があったということを改めて考えておく必要があると思います。

公文書館活動の基本は、行政文書の作成→保存→（公文書館への）移管→公開の全段階を通じた統一的管理を実行することです。大事なことは、作成から公開までが一つの連続した仕事であることを、文書をつくる方も利用する方もしっかり理解することだと思います。

行政サイドでは国民に見せてあげるという視点になります。国民サイドにはこれが見たい、これを使いたいという視点があります。見せたいものと見たいものが完全に一致しているとはいえません。これからの公文書管理は、そういうものを擦り合わせることを中心に運営していくことが大事だと思います。

2008年に福田康夫内閣が成立し、初めて公文書担当大臣が置かれました。初代大臣の上川陽子先生は、総理の意を受けて非常に熱心に公文書管理の仕事に取り組まれ、公文書管理法の制定につなげられました。任命されたその日から全省庁の書庫を見て回り、これからは各省が勝手に文書を捨ててはいけないと言われた。それが公文書管理の始まりです。その上川先生が国立公文書館の理念を具体化する言葉として言われたのが「時を貫く記録を守る」であり、国立公文書館の行動指針になってきました。

ところが令和になって、私は御厨先生のラジオ放送を聞いて考え直しました。令和の時

代はもう一歩前に進まなければならない。守るだけではなく公文書を国民のために活かしていく。そういう役割にしたいということで、我々のキャッチコピーを「時を貫く記録を活かす」に変えることにしました。これを公文書を担当されている全国の方々と共有し、統一行動目標にできればと考えています。

こういったことが公文書管理の基本になりますが、もう一つの役割として資料の積極収集があります。2017年以降、公文書管理に関してマイナスの話題がすごく多かった一方で、明治150年の2018年を機に、全国各地で歴史的な重要文書の発掘収集とデジタル化が急速に進んできました。これをもう一つ定着させたい。

また、各地で公文書館をつくろうという活動が盛り上がっている。各自治体で仕事のベースになる文書管理規則、住民に対する文書管理条例、その取りまとめとしての公文書館・文書館の三つがそろって初めて公文書管理は根付いていくと思いますが、そういう動きが急速に高まっています。

さらには、利用拡大に向けたサービスの充実ということで環境の整備、やはりきちっとした施設を持っていたい。それから目録の充実、集めるだけではなくスムーズに資料を提供できる仕組みを構築していく必要がある。その決め手となるのがデジタル化の推進です。

国立公文書館では、所蔵資料の約20%、30万冊までデジタル化しました。内閣文庫が約50万冊あり、新しい国立公文書館ができる6～7年後までに少なくとも江戸時代までの記録はデジタル化したいと取り組んでいます。年間3～4万冊ずつデジタル化しても紙資料が年間3～4万冊ずつ増えるので、20%という数字はなかなか上がりませんが。

またご承知のように、アジア歴史資料センターが、外交史料館、防衛研究所、国立公文書館の資料をデジタル化して内外に発信しています。昨年までに1945年までのデジタル化

がほぼ終わり、もう一步進んでサンフランシスコ平和条約まで、さらに沖縄返還と日中国交正常化が行われた1972年くらいまでの資料をデジタル化する取組を始めようとしています。

それから展示の充実ですが、年に2回の特別展、3回の企画展があります。今年の特別展は御即位記念ということで、11月6日に上皇・上皇后陛下が、翌日には秋篠宮皇嗣殿下・妃殿下がお見えになりました。一つひとつの資料を本当に熱心にご覧になるのがたいへん印象的でした。そういうことを通じて公文書館の活動をより多くの人に知っていただくことができたと思いました。

IV 人材育成への取組

さて、先ほどもご紹介いただきましたが、記録管理に携わる人材の育成ということで、資料の価値を判断できる目利き、アーキビストをどうしても育てたい。日本にはアメリカなどの先進国に比べて公文書を管理する専門家がいないうつくづく感じます。国立公文書館には約200名の職員がいますが、140名は非正規職員です。その中で高度な専門家であるアーキビストは30名程度です。

文書管理の専門家としてのアーキビストの社会的地位を確立し、国・地方公共団体でのアーキビストの積極的な採用・配置を促進する。そのために今年中にアーキビスト認証制度の基本的な考え方を取りまとめ、令和2年度から認証を始めたいと考えています。

3年かけて昨年末に確定させたアーキビストの職務基準書を人材育成の基礎的な資料として、大学や国立公文書館等の教育や研修のカリキュラムに具体的に反映させる。そして認証制度をつくり、アーキビストの専門性を確立し、機能の明確化とふさわしい処遇の実現、積極的な採用につなげていきたい。全史料協は最もネットワークの幅広い組織ですから、認証制度を理解し、挑戦していただきたいと思います。

現在、アーキビスト認証準備委員会で要件や審査方法などについて検討しています。12月にもう1回会議を開催して、制度の骨格を固めたいと思っています。

それとあわせて研修の充実です。国立公文書館では現在、国等の現用文書担当者向けの公文書管理研修と、公文書館等で現用文書と非現用文書を扱う担当者向けのアーカイブズ研修を実施しています。この2～3年で受講者が急増しており、今年はあわせて約2,300人の方が研修を受けます。昨年7月の行政文書管理の在り方等に関する閣僚会議で「行政に携わる者は国・地方を問わず年に1回研修を受ける機会を設けること」とされたので、もっと増えていくだろうと思います。

研修で力を入れているのは、公文書管理法の中身とあわせて、理念を知ってもらうことです。民主主義の基本的インフラであり、国民としてのアイデンティティを確認することであり、歴史から未来を考える手段であることを繰り返し話しています。

公文書管理法は今の課長や部長が入省して10年くらい後にできました。そこで幹部も新任の方もまずは理念をきちっと分かってもらいたい。福岡、大阪、仙台にもサテライトを設けて研修を受けられるようにしています。

最後になりますが、地域の公文書館を活性化するためには、何と言っても行政の姿勢、特に首長が本気になることが大事です。もう一つは住民の意識改革です。公文書館を通じて住民の意識が変わり、積極的に活動する。この二つがうまく噛み合ってはじめて、民主主義の基本インフラの役目が果たせるのです。

ここ長野では公文書館を通じて資料を活用しながら考える場がつくられています。「文化の発信地」。それが令和の時代の公文書館だと考えています。

これからの全史料協の活動のますますの活性化を期待しましてお話を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

委員会報告

基礎自治体における公文書管理の実態調査について

調査・研究委員会 嶋田 典人・嵐 大二郎

昭和30年の山口県文書館を嚆矢として、現在、多くの都道府県立公文書館が設置されている。これに対して、住民の生活とより密着した市町村などの基礎自治体レベルでの公文書館設置は十分とは言いがたく、これら基礎自治体における公文書の管理と保存はこれからの大きな課題となっている。以上のような観点から、調査・研究委員会では今期（令和元年度・2年度）の研究テーマを、「市町村などの基礎自治体における公文書管理」とした。

基礎自治体において、公文書館設立のための方策を考えるのは大変重要なことである。しかし、コスト・スペース・マンパワーに係る問題の解消や、例規の作成などといった体制の確立以前に、収蔵されるべき歴史資料がなければ成立しない。委員の一人から、地元の100年以上の伝統校が閉校になった際に、閉校記念誌のみを残して文書や記録が全て廃棄された、という話があった。また、別の委員からは、ある自治体の出張所が廃止される際に、総務課の指示で文書が大量に廃棄された経験について説明があった。これらは特殊な例ではなく、似通った話は全国各地にあるのではないだろうか。これは大きな問題であり、同時に、ある意味で“人災”であるとの共通認識を得た。また、近年大規模自然災害が頻発しているが、歴史的価値の高い旧村役場文書の所在を把握しているか否かで、その後の対応も変わってくるのではないだろうか。合併や庁舎の統廃合等による記録資料の散逸や消失、廃棄をこれ以上起こさせないことを主眼とし、基礎自治体における歴史的公文書の所在・管理の実態を研究テーマに設定した。調査対象としては、当委員会事務局が

四国に立地していることもあり、四国内の97の基礎自治体とした。

その第一歩として、アンケート調査を行う。集中管理書庫の有無やファイリングシステムの導入など文書管理についての現状や、公文書管理マニュアルの有無等について尋ねる内容とする。合併を経験している基礎自治体には、旧村役場文書の所在や保管場所、目録の有無、廃棄した事実があるかなどについても質問することとする。基礎自治体においては、限られた人員の中で「公文書管理法」などを普段からほとんど意識することもなく、日々の業務に追われている部署も少なくないのではないだろうか。そのような前提に立ち、なるべく簡便な内容で、決して高圧的な印象をもたれることなく、自治体職員みなさんが負担なく答えられるアンケートの作成を目指す。アンケートを通して、旧村役場文書を始めとする歴史的公文書についての意識や関心を高めてもらうことも大きな目的のひとつである。アンケートの内容についての当委員会内でのブラッシュアップも終盤にさしかかっており、できるだけ早期の実施を目指している。97自治体それぞれの文書管理体制は一律ではないため、アンケートは総務課などの文書担当課のみならず、教育委員会にも送付することとする。アンケートに回答した自治体の中から選定し、実地調査や追加アンケートの実施についても考えている。これらの調査活動を経た中間報告を次期大会でおこなう予定である。さらに、次年度末までには報告書を作成し、ホームページ等で公表したいと考えている。

加えて、当委員会の今年度の活動について

報告する。当委員会では毎年全国各地で公文書館機能普及セミナーを開催している。今年度は11月26日に山形県郷土館「文翔館」において、「求められる公文書館機能の姿とは」をテーマにセミナーを開催する。山形県は平成31年3月に「山形県公文書等の管理に関する条例」が制定・公布され、令和2年3月にその施行が予定されている。村山総合支庁西庁舎（寒河江市）学事文書課室内に設置されていた同県の公文書センターが山形市内に移転し、令和2年2月にリニューアルオープンすることとなった。「山形県公文書等の管理に関する条例」には、同センターを公文書館法に基づく公文書館への移行を目指すことが明記されている。このような状況を好機として普及セミナーの開催が決定されたものである。当日は、山形県学事文書課の築達秀尚氏から「山形県における適正な公文書管理への取り組み ―公文書管理条例制定にかかる経緯等―」と題した報告を、さらに、安藤福平氏・早川和宏氏よりそれぞれ公文書管理に関わる講演をいただく予定である。

東日本に多大な被害をもたらした台風19号を始め、今年度も多くの自然災害が発生しているが、大規模災害時の対応も当委員会の職務の一端である。震度5以上の地震や大雨特別警報、これに準じる災害が発生した場合、該当する地域に位置する機関会員及び都道府県立公文書館（非機関会員を含む）に確認を行い、必要と考えれば、その他の非機関会員にも連絡し、資料の被災状況（民間所蔵資料を含む）や被害の範囲などの情報収集に努めている。現在のところ、機関会員の収蔵資料に目立った被害があったとの報告はないが、各地の役場や民間所蔵資料に被害が発生していることは報道で周知の通りである。これらの情報は全史料協のホームページなどで随時提供しているが、今後は、確認作業に留まらず、当委員会として、また全史料協としてでき得る災害対応について議論を深めて参りたい。

い。なお、今大会の会場となっている長野県は先の豪雨で大きな被害を受けているが、これを機に信州資料ネットが結成され、水損資料のレスキュー活動を展開している。今大会会期中、会場において信州資料ネットの活動費のための募金活動を行っている。ご協力をお願いしたい。

（委員会報告）質疑記録

早川和宏（東洋大学）

各自治体にアンケートを送付する際には適切な回答が得られるよう、宛先をよく確認してもらいたい。

井口和起（京都府立京都学・歴彩館）

文化財保護審議会の関係で学校資料の悉皆調査をした経験からも、総務担当だけではなく文化財保護に関わる課など複数の課にアンケートを送付したら良いと思われる。

報告者（嶋田典人）

アンケートは市長部局・教育委員会部局に送付する予定としている。

徳野 隆（徳島県立文書館、調査・研究委員長）

同一自治体からの複数の回答が齟齬する場合はあれば、実地調査先の候補として検討してみたい。

保坂裕興（学習院大学）

アンケートへの回答がきっかけとなって、これまで保存されてきた文書を廃棄してしまう事態を誘発しないかが懸念される。アンケートとあわせて公文書館法や公文書管理法の趣旨など回答者に対して適切な情報提供を行えばよいのではないかと。

報告者（嶋田）

アンケートの依頼文のなかに、公文書館法と公文書管理法についてわかりやすいかたちで組み込むことにしたい。

（司会・記録：尼崎市立地域研究史料館

松岡弘之）

大会テーマ研究会

『文書館（ぶんしょかん）』をつくる 一市町村が拓くアーカイブズ活動一

大会趣旨説明／報告1／報告2／報告3／質疑・討論記録

大会趣旨説明

大会・研修委員会

基礎的自治体においては、公文書管理法をきっかけとして新たに館を設置あるいは公文書管理条例を制定する例も増えてきましたが、それを単に公文書を適切に管理し移管・公開することにとどめず、民間所在の地域史料を含めた地域の記録全体の保存と活用を考える契機とし、地域住民のニーズに応えることが必要ではないかと思います。つまり、地域の「文書館」において、自治体それぞれの身の丈にあったアーカイブズ活動とは何か、ということが問われているのではないのでしょうか。

長野県内では、開催地の安曇野市と前後して、東御市・須坂市・長和町に文書館、今年9月には上田市に公文書館が開館し、他の自治体でも「文書館」の計画が進んでいます。全国的に見ても、長野県内における「文書館」設置のムーブメントは特筆すべきものです。

しかしその背景には、市町村合併に伴う自治体制の変化や、地域の過疎化、史料保存活動の担い手の高齢化、度重なる自然災害や火災など災害の問題があり、今「文書館」という施設がなければ、地域の記録は守れないという重大な危機感が背景にあります。これらは全国各地で直面している記録保存体制の危機的状況に、地域の「文書館」はどのような役割を果たせるのかという問題提起でもあります。

本大会では、はじめに報告①として安曇野市文書館の設立までの経緯と現在の活動につ

いて紹介していただきます。同館の設立は公文書・地域資料双方の保存管理を行い、地域の記録全体の活用を考える視点から始まっています。そして文書館の設置に「公文書館機能のミニマムモデル」を、どのように活用して文書館を作っていったのかを説明していただきます。

次に報告②では、改めて「公文書館機能のミニマムモデル」を取り上げて解説します。大会前に長野県内の自治体に対して公文書館機能に関するアンケート調査を行いました。報告ではその分析結果をもとに、「文書館」の有無を問わず基礎的自治体におけるアーカイブズ機能の指標について提言します。

報告③は、長野県小県地方で文書館設置運動に奔走され、上田市立公文書館などの設立に尽力された上田・東御・小県地域史連絡協議会会長の小平千文氏による報告です。東信地域では、複数の地域研究団体が連携して地域史連絡協議会が結成され、地域住民の陳情・請願を原動力に、行政や議会に働きかけて「文書館」設置を実現しました。全国的にも稀有な市民運動による公文書館設置という積極的な活動について語っていただきます。

討論では、長野県内の「文書館」設置自治体及び準備中の自治体の声なども織り交ぜながら、公文書館機能を生かして基礎的自治体がつくっていく「文書館」のかたちや、それぞれの市町村や地域に合わせたアーカイブズ活動について考えていきたいと思います。本大会を、参加されている会員諸氏がこのような旬な長野県内の熱い動向を体感し、その意義を全国各地に持ち帰り活かす機会としたいと思います。

報告①**安曇野市文書館の開館について
—公文書館機能ミニマムモデルの活用—**

大会・研修委員会委員／安曇野市文書館
青木 弥保

1 はじめに 安曇野市について

安曇野市は平成17年10月1日に南安曇郡豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・東筑摩郡明科町の3町2村が合併して誕生した市である。長野県の中信地域に属し、市内に飛騨山脈を代表する常念岳・燕岳などをはじめとする山々を有し、山岳観光地として多くの観光客が訪れる。平野部は江戸時代以前から堰の開発が行われ、水田面積が確保されており、水稻収穫量は長野県内1位となっている。

合併以来、施設や制度の整備を行ってきた。平成21年には、図書館・ギャラリー・ホールが一体の施設となっている「交流学习センター」を設置した。平成24年には、長野道豊科インターチェンジの名称を安曇野インターチェンジとし、「安曇野」の認知度を高める取り組みを働きかけた。平成27年には市役所本庁舎を竣工し、役場の機能を一か所にまとめることができた。平成29年には自治基本条例を制定し、市民と市が協働で市政運営を行っていく仕組みが整えられた。

合併前の各町村では、自治体史が刊行され、資料保存の拠点として博物館・郷土資料館も整備されていた。こうした取り組みを市として再編する中で、文書館の整備への準備が行われてきた。

2 地域資料の調査活動

旧穂高町では、穂高町誌編さんの際に収集された古文書類を、穂高古文書勉強会の会員が整理していた。穂高古文書勉強会は昭和61年に穂高町の公民館講座で行われた古文書入門講座が起点となり、参加者が中心となって

「古文書解読会」が発足したことに始まっている。現在まで30年間にわたり活動が続いている。穂高古文書勉強会と行政との関係は、安曇野市となってからも継続されてきた。

平成21年の安曇野市穂高交流学习センター開館に伴い、同施設内に地域学習室が設置された。地域学習室は、地域の歴史を学ぶ人たちの窓口として、レファレンス業務を行うほか、市域の古文書資料の調査も行うこととなった。地域学習室には、旧町村で町村史編さんを担当していた郷土史研究者や、穂高古文書勉強会の会員を非常勤職員として雇用し、常駐し業務にあたっていた。

古文書調査の手順は以下のとおり行われた。①所有者宅を訪問、②古文書の悉皆撮影、③目録作成作業、④DBへの登録、⑤古文書目録の作成という過程を経ている。①～②、④～⑤は地域学習室の非常勤職員が担当した。③は穂高古文書勉強会の運営委員を古文書調査員として任命し、作業を担当してもらった。⑤で作成された古文書目録は、現在15冊刊行した。

地域資料を管理するDBは、古文書の整理に合わせてAccessによりシステムを構築した。出所原則の考え方にに基づき、資料群情報を管理し、1点1点の資料についても、登録番号・表題・出所・宛所・年代・形態・分類情報などが登録できる。また、資料の画像を添付することができるため、原本との照合が容易に可能となった。

穂高古文書勉強会との関係から始まった調査活動は文書館開館以後も継続され、市内の他の研究会にも呼びかけて、現在13名が古文書調査員として活動している。

3 公文書の整理作業

安曇野市では平成17年の合併以来、旧町村の庁舎を利用し業務を行っていた。そのため旧町村の庁舎の書庫は、合併当時のまま旧町村で作成された公文書が残され、統一的な公

文書の管理が困難な状況にあった。業務の統合や効率化を模索する中で、平成20年頃から本庁舎建設に向けた動きが本格化する。平成24年1月には、新本庁舎の基本設計がまとまり、庁舎内に設置される文書庫の容量も確定した。そうした動きの中で、実際に本庁舎に移設する公文書とそうでないものの選別が各課で行われることとなった。

平成24年10月には総務部庁舎建設推進担当に公文書整理室が置かれた。公文書整理室は、各課の選別の中で廃棄対象となった非現用文書の中から歴史的価値のあるものを選別・整理し、将来にむけて保存・活用を目指すことを目的とした。公文書整理室では、昭和40年までの全ての文書と、昭和50年以降の複写資料等を選別した文書の収集を全庁に呼びかけた。同時に緊急雇用創出事業を活用し、文書の基本情報と位置情報をバーコードで管理するDBを構築した。非現用文書の整理作業は2年ほどで完了した。その後、公文書整理室では本庁舎外の書庫にある公文書の所在情報の入力を行った。

本庁舎に市役所の主要な機能が集約されたことにより、総務部総務課では平成27年から現用文書の管理にファイリングシステムを採用している。平成28年からは公文書整理室を教育委員会文化課へ所管替えし、その年に廃棄される公文書の評価選別作業も行うようになった。

4 設置が決定するまで

地域資料、公文書それぞれの調査整理作業をすすめる中で、成果を活用に結び付けていくために、教育委員会では目標を提示してきた。平成25年には『第一次文化振興計画』では「歴史的価値ある行政文書の保存と活用」の一環として「収集保存並びに調査研究、普及啓発活動を行う文書館機能をもった施設の整備」が掲げられている。また、市内の博物館を整備する過程では、平成27年に『新市立

博物館構想』の中で、博物館施設とは別に「文書館」を整備する方針を打ち出した。

こうした活動の積み重ねを経て、平成28年6月に安曇野市堀金公民館施設の解体工事中止と、同施設を「文書館」等に改修し、整備していく方針が発表された。施設の整備には合併特例債を活用していくことが決定し、平成29年3月に改修工事は終了した。

5 文書館業務検討委員会

一公文書館ミニマムモデルの活用一

平成29年5月から、文書館で行う業務や、今後の運営目標を整理するため、安曇野市文書館業務検討委員会が設置された。委員会は、松本市文書館特別専門員の小松芳郎氏をはじめ、早川和宏氏、瀬畑源氏や市内の郷土史研究会の会員や総務課職員を加えた8名の委員で構成された。

第1回委員会の資料として、今までに行ってきた業務の整理と、開館に向けて準備していきたい項目を整理するため、「公文書館機能ミニマムモデル」を活用した。まず、公文書館機能ミニマムモデルに示されている各項目の達成時期を「開館時」とし、全ての機能を備えた文書館を整備することを目標とした。次に、地域資料に関する指標も、モデル内に示された「公文書」を「地域資料」と読み替えることによって整備していくことになった。地域資料をミニマムモデルに当てはめた理由には、①文書館の中で公文書と一体管理をしていくため制度を一本化したい、②地域資料の取扱いも条例などの制度的な裏付けを示したいということがあった。次に、ミニマムモデルで確認したことをまとめたい。以下は、(ミニマムモデルの項目)→(第1回委員会時点での現状)⇒(開館までに準備する/したこと)と記載する。

【公文書】

1.1 組織法の有無→実際に収集作業は行っていたが、組織法上の裏付けはなかった⇒

文書管理規程の改正、文書館条例等の整備

- 1.2 業務状況の公表→諸計画の中には記載していたが、広く一般に公表する媒体はなかった⇒パンフレットやホームページの整備
- 2.1 移管対象としていた実施機関の割合→すでに農業委員会等の文書を収集していた⇒移管となるような制度作り
- 2.2 評価選別基準の明文化と公表→内規として基準を作成したが、広く一般に公表していなかった⇒施行規則に基準を載せる
- 2.3 保管場所の確保→公文書整理室に現用文書と区別して保管している⇒文書館の保管環境を整備する
- 3.1 目録の作成と公表→DBへ登録し目録も作成できる⇒検索DBの構築、ホームページでの目録の公表
- 3.2 利用制限基準の明文化と公表→→内規として基準を作成したが、広く一般に公表していなかった⇒施行規則に基準を載せる
- 3.3 複写料金の設定→複写料金については未検討であった⇒手数料条例との整合を図る
- 3.4 調査研究成果の公表→調査研究成果をまとめていなかった⇒パンフレット、刊行物の発行

【地域資料】

- 1.1 組織法の有無→実際に調査活動は行っていたが、組織法上の裏付けはなかった⇒文書管理規程の改正、文書館条例等の整備
- 1.2 業務状況の公表→諸計画の中には記載していたが、広く一般に公表する媒体はなかった⇒パンフレットやホームページの整備
- 2.1 収集対象としていた範囲→市域に関する文書を対象としていた⇒今後も調査を継続する

- 2.2 収集基準の明文化と公表→特に収集基準を持っていなかった⇒施行規則に基準を載せる
- 2.3 保管場所の確保→市内の博物館や教育委員会所管施設に分散して保管していた⇒地域資料は文書館で一括管理する方針を固めた
- 3.1 目録の作成と公表→DBへ登録し目録も作成できる⇒検索DBの構築、ホームページでの目録の公表
- 3.2 利用制限基準の明文化と公表→→内規として基準を作成したが、広く一般に公表していなかった⇒施行規則に基準を載せる
- 3.3 複写料金の設定→複写料金については未検討であった⇒手数料条例との整合を図る
- 3.4 調査研究成果の公表→調査研究成果をまとめていなかった⇒パンフレット、刊行物の発行

6 おわりに

文書館はこれまで蓄積してきた知的資源を広く一般の利用に供し活用していくために必要な施設である。活用の仕方は様々だが、最初は文書館という施設を認知してもらう必要がある。文書館では開館以来、3回の企画展や講演会、講座を開催してきた。徐々にではあるが参加者の裾野が広がっているのを感じる。また、ホームページに公開した文書目録により、遠方から調査へ訪れる人も多くなった。今後は堅実な運営を行い、より市民から必要とされる施設となるよう努めていきたい。



報告②

長野県内市町村の
「公文書館機能ミニмумモデル」
を活用した実態調査について

大会・研修委員会委員 新井 浩文

はじめに 一発表の趣旨一

本報告では、まず全史料協調査・研究委員会が2011年（平成23年）に公表した「公文書館機能のミニмумモデル」についての概要と作成された背景を振り返ります。次に、今大会では開催県である長野県内の全自治体に「公文書館機能のミニмумモデル」についてアンケート調査を事前に実施しました。その回答結果をもとに、長野県内の基礎的自治体における文書館設置の背景を探りたいと思います。

1 公文書館機能自己点検・評価指標「ミニмумモデル」「ゴールドモデル」作成の背景

(1) 公文書館が果たすべき機能とは？

評価指標の作成の背景には、「公文書館法」と「公文書管理法」、この二つの法の下で各自治体が公文書館をつくる際に、まず何から手を付けるべきなのか、館ができたならば果たすべき機能とは何かをチェックするための自己点検指標が必要であることが当時の調査・研究委員で議論されたことによります。最終的な目的は、公文書の選別・移管・提供・調査研究などの公文書館機能の強化・拡充を目指すことにあり、その機能は「不断にはかれるべきである」との想いから誕生しました。

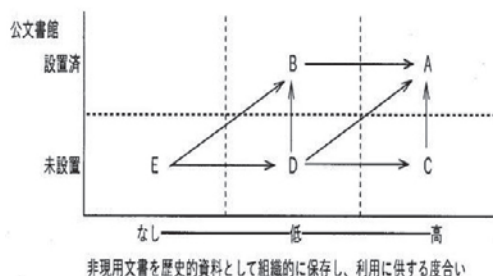
(2) それぞれの自治体で何が出来ていて、何が出来ていないのか？

「ミニмумモデル」は、公文書館機能として最低限満たしておきたい事項のセット、すなわち「公文書館法」第4条第1項が定める保存・閲覧・研究から作成までについてその基本的な事項に関するチェック内容となっています。一方の「ゴールドモデル」は、公文

書館機能をより強化・拡充するために目指すべき方向性、すなわち「公文書管理法」が国立公文書館等に求めている機能を参考に作成しましたので、かなりハードルが高くなっています。もちろん最終的には実施を目指すべき事項ですが、まずは目標としていただければと思っています。

2 公文書館をつくるために目指すべきベクトル

次に示したのは「公文書館をつくるために目指すべきベクトル」（全史料協『公文書管理ハンドブック』【2015年】より）です。



このベクトルは、非現用文書を歴史的公文書として組織的に保存・利用に供する度合いと、公文書館未設置自治体から、設置済へさらにはそこから目指すべき方向性をベクトルで導いています。例えば、未設置自治体でEの場所でも非現用文書の組織的管理が行われ始めれば、DにそしてCへと館が無くても機能を強化することは可能です。これまで全史料協でも、まず公文書館機能を最優先に取り組んできた大会もありましたが、これからはEから一足飛びにB（まずは館）、またはDからBやAへと機能だけでなく館の設置へ向けての活動を支援すべき時期に来ている感があります。安曇野市公文書館さんの事例からも明らかなように、機が熟せばいつでもBやAへベクトルを向けることは可能なのです。

3 「ミニмумモデル」アンケートの調査結果について

「ミニмумモデル」については、過去に埼

玉県・沖縄県・佐賀県・北海道の各自治体にアンケートを全史料協が実施しており、その結果は『記録と史料23』に掲載されています。今回のアンケートは、長野県内の全自治体を対象に本年8月に実施しました。県内77市町村中62市町村から回答がありまして、回答率80.5%と高い回答を得ることができました。改めまして御協力いただきました自治体の皆様方に感謝申し上げます。

【1.1】 歴史資料として重要な公文書等の管理に関する一連の業務が組織法上、規定されていますか？〔はい15%、△はい8%、いいえ77%〕

【1.1補足】 公文書の保存年限は長期／永年／永久保存となっている（56%）、職員間では現用文書という認識がない文書も廃棄されず、保管されている場合がある（31%）、長期／永年／永久保存を見直し、有期限（最長30年）とする動きがある（10%）

【1.2】 歴史資料として重要な公文書等に関する業務状況が何らかの形で一般に公表されていますか？〔はい19%、いいえ73%〕

設問での「はい」回答はいずれも公文書館でした。7割以上の自治体が条例や規定等で管理されていない自治体が多いことがわかります。永年保存以外の歴史的公文書への対応に課題がありそうです。永久保存の見直しは公文書管理法を意識した動きで、公文書館設置に向けた契機となるよう期待したいです。

【2.1】 情報公開条例に規定された実施機関すべての歴史資料として重要な公文書等を収集（移管）の対象としていますか？

〔はい26%、△はい15%（一部が収集対象外）、いいえ53%〕

【2.1補足】 現在は収集（移管）を積極的に行っていないが、過去に自治体史編さん等で一部の文書が意図的に整理され残っている〔50%〕、現在も自治体史編さん等の活動が続いており、それに使用する史資料として収集（移管）が行われている〔6%〕、

収集（移管）の対象機関として公立の学校施設が含まれている〔16%〕

移管対象は4割程度で、過去に自治体史編さん等の関係文書や資料が継続的に保管されている点が注目されます。これらを継続するためにも組織法が必要となりましょう。収集・移管の対象として学校とあるのは教育委員会部局からの回答が多いからかと思われます。

【2.2】 歴史資料として重要な公文書等の収集方針、評価選別基準等を明文化し、公表していますか？〔はい15%、いいえ84%〕
「はい」は公文書館設置自治体でした。

【2.3】 歴史資料として重要な公文書等の保存場所を現用文書異なる専用の場所で管理していますか？〔はい20%、△はい40%（保存環境未整備）、いいえ40%〕

保存環境は未整備を含めると全体の60%で専用の保管場所を有しており、先の【2.1補足】の結果とも関連しています。

【3.1】 歴史資料として重要な公文書等の目録を作成しそれが一般に公表されていますか？〔はい19%、△はい23%（目録作成済だが未公開）、いいえ53%〕

【3.1補足】 作成された目録はあくまで内部で利用するものであって、一般には公表するものではない〔8%〕、目録は整備されていないが、希望があれば行政サービスの一環として歴史公文書等を住民等が利用できるよう対応している〔13%〕、かつて目録が作成され、公表もされていたが、現在は管理状況を把握できず、住民等が利用することはできない〔3%〕

【3.2】 閲覧を制限する場合の基準を持ち、一般に公開している。また、その基準に該当するものを除いて、一般利用の制限を行っていない。〔はい18%、△はい11%（基準があるが未公表）、いいえ65%〕

【3.3】 標準的な資料複写料金が、当該自治体の情報公開制度による「写しの交付に要する費用」と同等かそれ以下となっていま

すか？〔はい32%、△はい38%（複写規定無）、いいえ24%、△いいえ1%（特別資料として提供、費用高）

【3.4】歴史資料として重要な公文書等の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表していますか？

〔はい15%、いいえ82%〕

全体の約4割で何らかの目録が作成されており、約3割の自治体で閲覧基準があることがわかります。また、情報公開との関連での複写料金についての設問では、規定等が無くともおおむねそれに準じた形で対応されています。なお、公文書館機能として重要な調査研究については、公文書館設置自治体以外からの回答は見られませんでした。

4 「地域資料」に関するアンケート結果

委員会独自の試みですが、「ミニマムモデル」の公文書等部分を歴史資料に読み替えたアンケートを実施しました。これはより長野県の地域性が明らかになると考えたからです。

【4.1】歴史資料として重要な地域資料を収集し、自治体の施設で保管していますか？

〔はい87%、いいえ10%〕

地域資料の収集を9割近くの自治体が実施、寄贈や寄託で受け入れています。

【4.1補足】受入れ先について〔公文書館（文書館）11%、博物館（資料館）40%、図書館8%、教育委員会が受け入れ、所管する施設で保管52%、首長部局が受け入れ、所管施設で保管8%〕

このほか、具体的な施設名として本庁舎担当課や公民館の名前がありました。

【4.2】地域資料の整理を行い、目録を作成していますか？〔はい40%、△はい28%（過去作成、現在無）、いいえ31%〕

自治体史編さん等が終了したため、目録未作成が3割との回答がありました。

【4.2補足】目録を作成、公表27%、目録作成だが未公表27%、目録を作成した当該地

域資料は自治体が保管34%、目録を作成した当該地域資料は所有者が保管19%

【4.3】地域資料の利用に関して申請や要望があったとき、対応するための組織法がありますか？〔はい18%、いいえ34%、△いいえ48%（組織法無で対応）

【4.4】地域資料の収集・保存・閲覧等に関する調査研究を行い、その成果を毎年度公表している。〔はい28%、いいえ79%〕

半数以上の自治体で地域資料を目録化しています。しかも、当該地域資料を自治体で保管している率が、所有者宅での保管率より3割以上と高いことも注目されます。また、組織法は無いが住民の要望があれば地域資料を利用に供している自治体が約半数あります。

【5.1】公文書館設置状況〔公文書館（文書館）を設置13%、公文書館（文書館）を数年以内に設置0%、公文書館（文書館）設置計画・構想・要望有11%、予定なし69%〕

【5.2】「アーキビストの職務基準書」についての周知〔はい24%、いいえ75%〕

【5.2補足】〔職員配置や文書館の業務上で参考5%、運用については検討中13%〕

まだ、緒についてばかりの『アーキビスト職務基準書』なので周知はこれからの感が強いですが、運用検討中の自治体も見られます。

おわりに 一公文書館設置の波とその特長一

最後に、長野県の公文書館設置の波についてその特長を3つあげておきます。1つ目は安曇野市が設置にあたり全史料協の「ミニマムモデル」を活用されたこと、2つ目は、全史料協の全国自治体アンケート結果からも明らかのように、自治体史編さん時の地域史料や市町村合併時の旧役場文書を残してきたこと、そして3つ目は地域住民の方々の歴史に対する意識が高いということです。この点の詳細につきましては、次の小平報告に譲りまして、私の報告を終わりとさせていただきます。

報告③

市民要望としての公文書館設置

—上田市公文書館の設置などについて—

上田・東御・小県地域史連絡協議会

小平 千文

思いもよらなかった評価

上田市公文書館設立3年前の2016年2月17日、私たち上田・東御・小県地域史連絡協議会主催の公開講演会で、長野県短期大学瀬畑源助教（現成城大学）は、「全国的にみて、市民運動によって公文書館ができるのは珍しいことだ」との話をされた。第45回全史料協全国（安曇野）大会は、『文書館』をつくる～市町村が拓くアーカイブズ活動～という



丸子郷土資料館に併設開館した上田市公文書館
(2019年9月1日)

大会テーマを掲げた。全史料協大会・研修委員会は、この大会テーマのもとに全国大会をひらく趣旨として、「安曇野市と前後して、東御市・須坂市・長和町・上田市」と「長野県内における『文書館』設置のムーブメントは特筆すべきもの」であること、また、東御市・長和町・上田市の東信地域にみられる「地域住民の陳情・請願を原動力に、行政や議会に働きかけて『文書館』設置を実現した（ことは）全国的にも稀有な市民運動による公文書館設置（運動である）」ことの2つを挙げ、「その熱い想いを語っていただき」、「長野県内の熱い動向を体感し、その意義を全国各地に持ち帰り活かす機会としたい」と説明されていた。このように指摘されてはじめて「そうですか」と気付かされたのが正直なところで、私たちの運動がそのように評価されているとは思いませんでした。果たしてそういう運動なのか検証してみようということで、全国の公・文書館の設置数や誰が主体となって設置したのかなどの調査をした。

公・文書館の設置数 長野県は、47都道府県中長野県立歴史館と市町村の10館合わせて11館と、長野県に続く5館の2倍余の設置は確かに全国一であることを示している。

余談になるが、発表中に触れられなかったことを一つ書いておきたい。1959年山口県文書館が設立してから今年で60年。国立公文書

長野県下の公・文書館

2019.9.1現在

館名	開館年月日	設置自治体	区域名	計
長野県立歴史館	1994. 11. 3	長野県	全県	長野県の 市町村数 市：19 町：23 村：35 計：77
松本市文書館	1998. 10. 1	松本市	中信	
飯田市歴史研究所	2003. 12. 2	飯田市	南信	
長野市公文書館	2007. 11. 20	長野市	北信	
※古文書史料室	2010. 4. 1	坂城町	北信	
小布施町文書館	2013. 4. 24	小布施町	北信	
※小諸市古文書調査室	2017. 1. 4	小諸市	東信	
須坂市文書館	2018. 4. 1	須坂市	北信	
東御市文書館	2018. 4. 4	東御市	東信	
安曇野市文書館	2018. 10. 1	安曇野市	中信	
長和町文書館	2019. 4. 1	長和町	東信	
上田市公文書館	2019. 9. 1	上田市	東信	

(注) ※設置条例をみしていない館

館が1971年に開館してから48年。公文書館法が成立してから32年。日本のアーカイブの歴史は、200年余の歴史を持つ欧米に比して半世紀そこそこの歴史しか刻まれていないことを教えている。そんな時に、日本のアーカイブの先がけとなった山口県の実験性を見失った同県出身の為政者の政権下で、公文書の保存は危機的状況に陥っている。それ故に「国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用しうる」（公文書管理法）史料保存の館である公・文書館の存在意義を知らしめる絶好機にもなっている。

設置数からみた特徴 長野県内に設置されている公・文書館は、表の通りである。どこに設置されているか長野県の白地図に落とし込んでみた。その結果、県立歴史館を除く10館を館数ではなく別の角度からみると、全史料協大会・研修委員会も指摘しているように地域的には東信地域に集中していること、それも千曲川流域に集中していることの他にいくつかの特徴が浮かび上がってきた。気候区分の仕方で見ると、東信地域のほかに松本市や安曇市を含む「中部」と長野市や須坂市の「北部」に集中し、諏訪・伊那など「南部」は設置が少ないこと、さらに、公・文書館が設置されたことによりその恩恵を受ける面積からみると、長野県の面積1万3100平方キロメートルに対して4分の1の地域がその恩恵を受けられるということ、また、約215万県民のうち恩恵を受けられる環境のなかにいる県民がなんと半分もいる。なぜ、このような状況が生まれたのか、今大会が関心を寄せた理由の1つであった。

公・文書館の設置主体 公・文書館を設置した主体が行政主導か市民運動主導かについてネット上から各館の沿革について調査してみると意外に困難である。わかる範囲でいえば行政主導型が多く市民運動主導を沿革で述べているところは少ないことは確かのように思う。それ故に私たちの地域住民の設置要望を

中心に運動が推進され、その運動が行政や立法府を動かし開館に至った活動が注目された第2の理由になったようだ。出来れば全史料協で各館の設置主体について丁寧な調査をしていただければありがたい。その中から、今後の設置運動にヒントを与えてくれるものを見出すことができるのではと思う。

2. 上田・東御・小県地域史連絡協議会の結成と運動

地域史連絡協議会の設立 地域住民の要望から公文書館が生まれた始点は、2004年『上田市誌』編纂事業が完結する前年の2003年10月2日になる。上田市長・教育長宛に提出された「文書資料館」の設置および「資料収集保存の態勢」（経費と人）を実現することを求めた上田市域13団体・個人による陳情からである。2年の準備期間を経た2005年4月18日、上田市域から地域を広げた上田・東御・小県地域史連絡協議会（通称、地域史連絡協議会）を各市町村の教育長の参加も得て発会させ（写真）、文書館設立に向けた本格的な運動に入った。

設立目的は、「上田市・東御市・小県郡内町村の地域史研究団体が協力して、史資料の保存・整備・

活用の推進を計り、研究の専門分野間や地域間の情報・連絡を密にして、地域史研究を深化発展させる」（会則第1条）と定めた。その目的を達成するために「史資料の所在の掌握 保存方法の研究 保存の必要性の周知 史資料の推進・利用等の諸事業」との文言を



発会を報ずる『東信ジャーナル』2005. 4. 19

上田・東御・小県地域史連絡協議会加盟団体

2019（令和元）年7月17日現在

赤松小三郎顕彰会	上田郷友会上田部会	上田民俗研究会
上田社会教育大学	上田小県近現代史研究会	上田歴史研究会
川西郷土研究会	真田町郷土史研究会	塩田郷土史研究会
塩田の歴史・文化を学ぶ集い	塩田平文化財保護協会	塩田平文化財研究所
新上田自由大学歴史学教室	上小郷土研究会	武石郷土史研究会
東信史学会	東御市郷土史研究会	丸子史料研究会
長和町郷土史を学ぶ会		

使って、公・文書館の設置を求めた。

上田・東御・小県地域は、上田市・東御市、長和町、青木村と2市1町1村から成り立っている。発足時この地域には、郷土史研究や歴史研究、社会教育、民俗、文学などの研究団体が上田市に22団体、東御市に1団体、長和町に2団体、青木村に2団体、計27団体があった。その約82%を結集した研究および運動の両輪をもつ横断的組織（表）は県内では唯一になる。

事業＝運動 2003年から2019年までの具体的な運動を4例取り上げる。1つは、陳情と請願活動である。それぞれ3回の計6回、行政（市長・秘書課、総務課）や教育委員会、議会に働きかけた。議会では、上田市の場合では党派を超えて延べ11人の議員が2年に1回は公・文書館の設置や進捗状況を問う質問がされた。議会における請願書の採択が各自治体で公・文書館設置の動きを確実にさせていることから、議会への請願は重要視したい。2つめは、先進文書館の視察を行政や議員の方と共に行ったことである。公・文書館設置にかかわる担当課と議会で質問してくれた議員にはより史料保存の理解を深め、共に協力推進する力になっていただくための願があった。3つめは地域内の史料保存状況調査および各自治センター（支所になっていた旧村役場）内に保存されている公文書の史料目録作りを行政に働きかけて行ったことである。

地域内の史料保存状況調査は、公・文書館設置推進の上で大きな影響を与える調査になった。1950年ころからはじまった『上田・

小県誌』編纂の折り、悉皆調査の結果16万2000点以上の公文書や古文書の所蔵が確認されていた。それから半世紀後、古文書は6割が、公文書は8割が失われていたことが調査の結果判明した。市政上では合併があったり、個人宅では世代交替や災害などにより歴史的史料が急速に失われている実情を看過することはできない。早急に保存体制の構築を求めた陳情は大きな影響を与えた。

自治センター内で眠っていた公文書の目録化は、塩田と浦里の各センターを中心に行われた。塩田センターの場合をとりあげてみると、地域史連絡協議会の加盟団体である塩田平文化財保護協会を先頭に、私たちの協議会に加盟していない地区振興会や自治会連合会、さらに別所温泉自治会連合会までを動員した地区総動員の作業になった。行政にとっては願ってもない出来事になったが、同時に公・文書館開館に向けた準備作業を円滑にさせる付加価値を産むことにもなった。4つめは公・文書館の設置の必要性を地域住民に理解してもらうための公開講演会やフォーラムを実施したことである。フォーラムでは、各自治体の行政の方、地域史料や公文書の目録化をした代表者、企業史料の整理と目録化をした研究会の方、近世・近現代史料所蔵者の方から、それぞれ史料保存環境を整えることの必要性を発表していただき、参加した地域住民とそれぞれの立場を越えて公・文書館設置の必要性の考えを共有しあう場になったことは効果的であった。

こうした運動を行ってきたが、常に考えていたことは、公・文書館の設置を願う側も行政側も共に手を携え実現させることの共同歩調関係を築くことをおろそかにしてはいけないということであった。

3. 願い

私たちの運動は、上田小県地域唯一の村である青木村に仮称「青木村文書館」の開館をみるまでは完結とはいえない。そのために、安曇野大会で発表した「幸い、長野県には戦前から『わらじ史学』による地域史研究、編纂が盛んである歴史を刻んできている。公文書・古文書などの史料への関心は高く、県下全域に史学会をもち研究活動がおこなわれて

いる。それゆえに、文書館が全自治体に設立できる必要な養分は整っていることから、さらに文書館設立の華を咲かせていくことができる」と述べたことに自らを奮い立たせ「千曲川流域文書館設立地域を作りだし、同地域の民主主義を担い育て上げていく千曲川流域文化ないし千曲川流域民主主義を支え育てる」運動を継続していきたい。

公・文書館の設置をみていない自治体のみなさんは、あきらめることなく地域研究団体などを中核に地域民主主義の成熟を図るための史料保存の大切さを関係機関や地域住民に粘り強く働きかけていく運動の展開を願っている。

大会テーマ研究会

質 疑 ・ 総 合 討 論

【質疑応答・総合討論】

司会（大会研修委員会 長谷川） 長野県内の文書館の方からコメントをいただきたい。

北沢元一（長野市公文書館） 長野市史を編纂した際に集めた資料を保存し利用していくため、市制110周年記念事業として平成19年11月に長野市公文書館を開館した。旧建物の老朽化に伴い移転し、11月20日にリニューアルオープンする。4月1日現在の資料点数は14万9,831点で、これらを公開している。事業としては講演会を年1回と、市史研究長野を年1回、公文書館だよりを年4回発行している。課題は、資料のデジタル化を進めていること、また市の文書を全部電子化したいということで、その対応のためデータベース化に取り組んでいきたい。

根津良一（須坂市文書館） 文書館の設置に当たり、市史編纂事業が大きく関わっている。そこで収集した古文書、行政文書の保存・活用、公文書を含めた新たな資料の収集・目録

作成などの計画等について検討を行った結果、平成30年4月1日に条例により文書館を立ち上げ、10月1日から利用を開始した。文書館所蔵数は約42,000点。市民の方々にも協力してもらっている。当面の課題は、文書館の認知度を高め利用の拡大を図るための事業、公文書管理の適正化を含めた公文書のより効率的かつ効果的な移管・保存システム及び閲覧システムの構築など。なお当然ながら専門的知識を身につけた人材の確保が必要だが、これが非常に困難な状況にある。

土屋信之（上田市公文書館） 令和元年9月に開館し、所蔵資料が約13,000点、ほとんどが合併町村の旧役場文書である。一部旧町村に伝わった江戸時代の古文書も含まれている。

（施設は）昭和58年に開館した丸子郷土博物館を、合併特例債で約6000万円かけて整備し、具体的には本棚と閲覧スペースを作った。目録検索システムを整備したので、インターネット上で誰でも検索できるようになった。



大会テーマ研究会の様子①

市長部局に属する総務部総務課の組織で、職員は5名である。今後の課題は、公文書館のPR、あるいは学校や公民館などへの働きかけなど、先行している公文書館から教わりながら進めていきたい。

司会 (大会研修委員会 蓮沼) 小布施町文書館からのコメントを代読する。

長野県下で一番小さい町である小布施町では、長野県下で初の「小布施町公文書管理条例」を施行し、平成25年4月24日に県下市町村で3番目の公文書館を開館した。資料の散逸を恐れた地域の郷土史家から町での保存を求める声が平成19年頃から上がり、同時に旧図書館施設の活用が課題となり、古文書保存機能をもった「公文書館」の整備と、管理が課題となっていた公文書の条例化を目指した。収蔵資料は現在約18,000点。ワークショップや企画展示のほか、広報紙や文書館だよりを発行している。現在は民間団体や文書館サポーターに協力いただいているが、引き続き専門職員の確保をしていきたい。

司会 (長谷川) 次に質問に回答していただきながら議論を進めていく。(質問者不明) 当市は現在残念ながら(大会冊子)資料p.52の図Eに位置している。まずはBCを目指したいが、議長や幹部職員等、トップに意識を変えてもらうためにどんなアクションが効果的だろうか悩む。アドバイスをいただければ。

新井 先ほど報告の中にあつたベクトル図のEは今現在、公文書館も未設置で非現用文書も収集保存されていない状況。それをBとC

にもっていきたいということだが、まずは議員や幹部職員を文書館に視察に連れていくのが一番いいのではないか。その上で今現在どんなことが問題なのかという点をチェックし、はじめに何をやったらいいかをトップに働きかけたらいいと思う。各自治体で実施している公文書管理業務、もしくは規定等が今どんな状態になっているかをチェックし、歴史的公文書の項目が入っていなければ、そこから入れていくが必要になる。もう一つ、庁舎全体で、公文書管理の実態調査をする、それによって他部局の方とか他の部署の方々と公文書の重要性、あるいは歴史的公文書の重要性をアピールするいい機会になる。

司会 (長谷川) 岡山県の定兼さんから、「安曇野市の提言書には新しい市史編纂をすることがあったと記憶しているが、その動きはあるか？あるとしたら文書館でするのか？ゴールドモデルを目指すのか？」という質問。

青木 文書の収集基準のところに、文書館が市史編纂に関して必要な資料を移管するということが入っている。市史編纂はデータがなければそこまで至らない。コストのかかる部分が調査活動や情報収集の部分であり、調査研究活動の公表がミニマムモデルの中にあるので、それを文書館の運営方針の中で継続的に集めていくのが、今の文書館の役割だ。

ゴールドモデルについては、とりあえずミニマムモデルを行っていくのが館の目標になっている。それを無理のない範囲で動かせるようになった後、ゴールドモデルの段階になる。

那須野雅好 (安曇野市文化課) 市史編纂は去年の政策会議に上げて撃沈した。とにかく財政が厳しいので、予算のかからない市史案を作り先日の政策会議に臨んだ。プランをいくつか持って、予算の交渉に当たることが大事だ。文書館を作る前段が一番苦労した。小松芳郎先生に、とりあえず捨てるな、空き施設が出たらどんな施設でもいいから手を上げて始める、という進む方向性を示していただ

いたおかげで、空き室ができたタイミングで市長にお願いしたという経緯だ。担当者の熱意が失われなければ必ずチャンスがある。

20数年前に三郷村に合併した旧三村の公文書を当時の職員がドラム缶で焼いていたのを見て、それを全部教育委員会で2年かけて整理した。そのときの文書が町史編纂に大変役立った。とにかく残す、それを繋げていく、自分の時代にそれが無理だったら次の世代に伝えていく努力が必要じゃないかと思う。

佐藤大介（東北大学災害科学国際研究所）

去年7月に参議院の復興委員会に参考人と呼ばれ、資料保存のことを話した。取り上げられるまで時間がかかった経験から、文書館や資料保存について議会で取り上げてもらうことは、人間関係も含めての努力と議員に理解をしてもらうことが不可欠であり、条例も議会で決まることから、何か議員の巻き込み方があれば教えてほしい。

青木 安曇野市の市議会は毎年4回あるが、各議会中に文化課が答える文化行政についての質問が定期的に出る。安曇野市では、議員が地域の文化活動や文化行政に対して内在的に関心を持っており、その都度、質問を出していただいているのが現状。

司会（長谷川） 次に「上田市公文書館設立までの過程で、議会として政策の提言等を働きかけたことはあるか?」「上田市で議員に働きかけ、毎年質問が出されたとのことだが、具体的にどのように働きかけたのか?」という質問。

山本太郎（倉敷市） どの会派でも平等にしたのか、あるいは会派によって温度差があったのか、そういうことも含めて議会の働きかけについて具体的に教えていただきたい。

小平 議員への働きかけというのは、研究会が22団体あるので、その出身地から出ている議員に研究会のメンバーになるということで進めた。地元の議員に直接話をして、党派を超えてやっている。どの議員に対しても正当

性を訴えていくということが大事ではないか。あとは議員を公開講演会に誘う、研修会で一緒に行動を共にするなど、諸活動を知ってもらえるよう働きかけることだ。

佐久市は今準備中でいよいよ旗揚げである。上田市の提言書等の資料を全部渡すので、それを参考にして頂ければと思っている。

吉岡徹（佐久市議会） 文書館の設立に関して私が2回、昨日参加していた若い議員が1回一般質問で市の意向を問い質した。資料は揃っており、令和7年には佐久市では4つの小学校が廃校になるため、そのうちの一つを文書館にしたらどうかということで、市政への提言という形をとりたいと思い質問した。

土屋 そういう提案は、直接首長に言える状況があるように思う。小平さんのように組織を使うやり手の方がいたので上田もやれた。

小平 議会で提言すると、議員でこういう質問をしたいと予め原稿を持ってきた人もいた。

上甲典子（亀岡市文化資料館） 全史料協のテーマでも、地域史料と公文書という二極対立のように考えられてきたが、長野県での文書館の設立ではとても自然にこの二つが一体化していると思う。そこについてどのように地元の方は捉えられているのか。私は、博物館の業務に近い仕事をしているので、取り巻く状況が違うが、博物館や文化財行政に近く吸収される場合も関西のほうでは多いので、そのあたりの状況を教えてほしい。

青木 安曇野市では、近現代編は旧役場文書を中心に整理が行われて編纂に生かされた経緯から、公文書対地域史料という構図は全くなく、一つの町史を作るために必要な資料としてどちらも存在していたという認識だ。地域史料については、公民館活動の中で地域の歴史を掘り起こしたいという人たちが継続的に使っており、市の中では旧町村史で収集されていた公文書が各々の町村の書庫に整理された状態で合併を迎えた。それを本庁舎という一つの倉庫を一体化するという事業の中で

もう一度整理を行い、現在作成している文書も今後保存されていく中に位置づけていくという動きが、最終的に一つになり文書館になった。今回研修会Aの見学地に二つの博物館をあげたのは、文書館が教育委員会の文化課博物館係の下にあり、その2館と連携をしながら事業を進めているためだ。文書資料については文書館、そのほかの自然・民俗資料等は博物館という連携の取り方をしている。

小平 長野県立歴史館ができる前、古文書館を作ってほしいというのがスタートだったが、議論を重ねていくうちに複合館としての県立歴史館ができた。公文書と古文書の両方を扱うのは当然のことだと思っていた。古文書に対する認識が非常に強かったということは事実である。しかしその後、近現代の資料が失われたことで、公文書を収集・保存することの大切さが強調されていった。長野県の場合、今までの歴史から見れば、公文書と古文書どちらも大切だという認識だ。博物館はこれまでずっと文書館の役割を果たしてきた。博物館としても、貴重な資料はぜひ収めてもらいたいという気持ちがあることは間違いないが、公文書館ができれば公文書館に資料を寄贈したいという人が出てくるかもしれない。上田市の場合はその両方で相談をして、最終的にどちらに収めるかということを協議する。

新井 それぞれの機能を生かしつつ、役割をお互い尊重しながらやっていくという点で、長野県はうまくいっているという印象。その町の歴史を語り継いでいく上では、現代公文書も将来に向かって残していけないとその町の歴史がなくなってしまう。特に、合併前の状況を知るには合併前の公文書も歴史資料として残していくことで、町の歴史を理解するという意味では、古文書と同じだ。もう一点は、公文書館法や公文書管理法の成立も、ある意味追い風ではないといわれた時期もあったが、実際その法があるおかげで歴史的公文書を残そうという流れになってきている。そ

れが今まさに、公文書館設立運動につながっている部分もあるかと思う。

司会（長谷川） 古文書と公文書の関係性について、理念的な話をしたいというので発言いただく。

定兼学（岡山県立記録資料館） 故大濱徹也氏は「公文書館は歴史家だけが利用する古文書館ではない、公文書だけを扱う施設」と言っていた。しかし全史料協では公文書も古文書も併せて保存・活用ということでやって来た。長野県ではこの考え方が理解されているが、そうでない地域もあるので、議論の前提として全史料協は「両方大事」の立場にあることを申し上げたい。そのことこそが、様々なタイプの資料の扱いができるアーカイブズの役割を果たすことにつながる。

司会（長谷川） この話を踏まえて報告者にコメントをいただきたい。

青木 文書館の役割は、市民の活動に提供するための素材（データ）を集め保有する「データバンク」と考えている。利用者は公文書でも古文書でも、自分の知りたいデータを得るために利用するので、こうした機能を果たすことが大切である。

新井 今回、自分たちの地域の歴史について、また今後の地域の未来について、自分たちで責任を持たなければならないという意識が強く伝わり、その手助けをできるのは（公）文書館であることを改めて思い知らされた。いつの時代も、必要な公文書や地域の資料を、市民や県民が手に取って見ることができるようにするのは、行政の責任であり、それを担保する施設として（公）文書館がある。長野県は被災後に資料が捨てられずに残った。その期が熟して文書館ができ、公開に繋がった。この熱意を伝えていくことが大切だ。

小平 （公）文書館の方々は、自分たちの（公）文書館をどうしたらよいかを常に考えている。それぞれの地域にできる館はその地域の歴史を背負っていくと考えており、自分

の地域の特徴を認識するための材料が資料だと考える。例えばある村で発行した「新聞」の目的は、自分の村を愛する、愛するためには知らなければならない、知るためには知らせなければならないという「知る権利」であった。このような特徴ある歴史を学ぶ場として（公）文書館はある。特徴ある資料を市の資料として受け継ぎ市民に還元することに徹していけば、公文書でも古文書でも歴史に対する関心は高まっていくと思う。上田市の場合は、今後公文書館の内容を豊かにしていく活動を展開していくことが大切だ。

司会（長谷川） ここで小諸市の古文書調査室の話を知りたい。

高橋陽一（小諸市教育委員会文化財・生涯学習課古文書調査室） 当方は古文書の調査等の機能はあるが、設置条例に基づいた施設ではないので体制が十分ではない。公開・情報提供等に課題がある。

司会（長谷川） 「館が未設置でも資料収集等を積極的に行う自治体もあるはず、公文書館施設の有無と公文書管理の充実に関係あるのか」という質問が出ている。

山形康太（愛知県一色学びの館） 文書館の有無と資料収集の徹底度の関係を知りたい。

青木 館ができたメリットは大きい。保管場所が確保され、地域史料の活動の拠点が安定した。博物館・図書館との連携ができて、お互いの長・短所を同じ土俵で話すことができるようになった。機能だけの組織でこのレベルまで高めることはかなりしんどい。

新井 複合施設の場合は便利だが、互いに足を引っ張りあう面がある。行政的に独立できていないのは、機関同士の対等さが無い。（文書館）機能があれば一通りのことはできるが、公開・保存・管理面で最終形が見えない。したがって、館はあったほうが良いと考える。

司会（長谷川） 「機能があれば文書館の機能を果たせる」とは、当方新潟市歴史文化課がその実例である。平成13年に文書館機能を

持ちながら、未だ館がない。現在ようやく設計中である。資料閲覧は行っているが、資料は分散保管となり、保存環境がよくない。つまり機能があれば、文書館はなくてもいいのでは？という評価になっていた。施設としての「館」は持っているべきである。

本田雄二（新潟県立文書館） 資料の保存活動を専門家でない一般市民に伝えていくことは文書館の業務として重要な仕事であると思う。特に地域史料の保存において、文書館の有無に関わらず、文書館活動をいかに地域住民に周知できるか、具体的な方策を教えてほしい。

青木 地域資料の保存状況については、各市町村で集めたデータをもとに寄贈・寄託・取直しの作業を行っているが、この10年の間にどこにあるのか不明になった所蔵者が増えていく。耳に残るように講座やラジオ出演などもしている。

新井 次の資料の担い手がいないと資料を保存しても活用してもらえない。そのため高校生の資料の活用ということで、教材化を先生と取り組んだことがある。実際に史料を見て触り、資料を解釈したり、資料紹介をしてもらうなどの取り組みから、高校生は十分対応できる。市民は被災資料や災害記録に対する関心が高いので、これを切り口として利用することも可能であろう。

司会（長谷川） 次は議員の方から、「資料館を含めて文書館は将来に残す大切な施設と考える。空いた学校の校舎を利用すれば安くできるのではないか」という質問である。

神社正幸（大町市議） 議会でデジタルアーカイブズと文書館の質問をしようと思っている。この問題を市議として議会に浸透させていくためには、トップダウンと陳情が有効であるが、議員提案を使うのが良いと考える。

小平 それも一つの方法だが、やはり地域住民が主体にならないと根付いていけないと思う。大町市の状況を判断した上で、議会主体

でやるのか、地域の声をいれてやるのがよいのか、総合的に考えてやるのが良いと思う。このような機会を捉えて、資料保存の大切さや文書館の必要性の理解を広めていくということを押さえたほうが良い。

司会（蓮沼） 学校の空き校舎の利用について、大仙市アーカイブズの事例を紹介する。「安くできるのではないか」ということだが、改修に3億5千万円かかっている。学校は光を多く取り入れた構造になっているのに対し、主に紙資料を扱う文書館にとって光は保存に良くないため、改修や書庫整備などで、安く造るのは難しい。

昨年夏の集中豪雨の際、書庫が雨漏りで床が水浸しになるということがあった。時間が経過した既存施設の場合、排水機能が現在の基準に適合していないことがあり、そのための改修も費用がかかる。

小平 既存施設を使用する場合、「耐震」の問題を含めて検討する必要がある。

司会（長谷川） この大会を通して、長野県内の様々な文書館設置の在り方を紹介してきたが、全体を通じて会場からコメントを求めたい。

辻川敦（尼崎市地域研究史料館）全史料協の会誌で30年を振り返る原稿を書いているが、1990年代にも「公文書も幅広い地域史料も大切」と同じことを議論している。今日の議論で確認できたことは、小平さんがおっしゃったように、地域の資料があつて、住民は何を求めているのかを考えれば、公文書を含めて幅広い資料を扱う施設は大切であり、大変だけれども工夫しながらそうした「地域文書館」をやりたいということを、現場に根差した形で改めて確認できた大会になった。

司会（長谷川） 最後に報告者からコメントを。

青木 自治体や地域が抱えているデータは膨大なものだ。これまでは自治体史編纂でコストをかけてまとめてきたが、本以外の形では

コスト回収できていないと感じていた。文書館で（資料を）公開できればそこでかけた労力等が市民に還元される流れができる。この文書館の機能こそが「市町村が拓くアーカイブズ活動」であると考えます。

新井 今回の大会テーマ研究会を通じて感じたことは、（長野には文書館の）根底となるものがあることである。根底とは、郷土に対する関心が非常に高いこと、そして明治以降の修史事業における資料収集であり、それを踏まえて将来に伝えていこうとする動きが、現在も脈々と続いていることである。この考え方が文書館の設置とリンクしている。（アンケート調査等から）色々な情報を得ることができた。長野県の自治体の方々には感謝している。

小平 今日の話が役に立てばありがたい。参加者が自分の地域の歴史を今一度見直して、その特徴をつかんで文書館づくりに精を出していただきたい。この大会をきっかけに新しい「館」ができればと思う。皆さんの活躍を祈る。

司会（長谷川） 「文書館を作る」というテーマであつたが、自分たちの所とは違うと思っても、その壁を突破する様々なヒントが今大会にあつたと思う。是非ともこの熱い長野の文書館熱を皆さんの地元を持ち帰って実践してほしい。小平さんの「粘り強く続けることが文書館の設置や発展に繋がる」、という思いを持って取り組んでいきたい。

（司会・記録：大会・研修委員／

大仙市アーカイブズ 蓮沼 素子

新潟市歴史文化課 長谷川 伸）



大会テーマ研究会の様子②

ポスターセッション

青森県史の紹介

青森県県民生活文化課 県史編さんグループ

本県は、平成30年3月に青森県史全36巻の刊行を終えたことから、全史料協の場をお借りして、県史を紹介するポスターセッションを行った。

ポスターそのものは、県史刊行を記念して県庁北棟1階ホールで展示したものを再利用させていただいた。県庁で展示した際は、青森県史のコンセプトである「北方世界からの青森県」を共通テーマに、各分野のトピックスを10数枚にわたり紹介したが、今回はスペースが限られるため、3枚に限定し、県史全体の紹介2枚と、近世分野2枚（日替わり）の紹介とした。

ポスター1-2：青森県史編さんの目的と概要

「県史編さん大綱」にある青森県史編さんの目的（郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、貴重な歴史的資料を県民共有の財産として永く後世に伝え、あわせて進むべき本県の将来を展望し、21世紀を担う人材の育成を図る）を紹介し、あわせて編さんの経過（平成8年から22年間にわたって実施、平成30年3月に「通史編」3巻を刊行して全36巻が完成）、各巻の構成（通史編3巻、資料編25巻、民俗編3巻、文化財編2巻、自然編2巻、別編1巻）を紹介した。

ポスター3：「北方世界のなかの青森県」 近世分野の「本州アイヌの世界」と「松前稼ぎの人々」を日替わりで展示した。

「本州アイヌの世界」は、本県は北海道以外で、近世期に唯一アイヌ民族が住んでいた県であることから、絵図に見るアイヌの居住

の形態や、生業、弘前・盛岡両藩のアイヌ民族への政策のほか、アイヌの織物「アットウシ」などにみる和人とアイヌ民族の交流の足跡について紹介した。

「松前稼ぎの人々」では、蝦夷地への出稼ぎをテーマに、1789年（寛政元年）に起こった「クナシリ・メナシの戦い」では、アイヌ民族を使役する現場経営者として、本県出身者も多数襲撃されたこと、1844（弘化元）年から100年以上にわたり留萌市礼受で漁場経営をした佐賀家などを紹介し、さらに幕末期の箱館開港では、町場や周辺農村での奉公人の需要が生まれたこと、江戸時代、民衆の移動は制限されていたが、藩も現実的に許容せざるをえなくなり、社会体制を揺るがせていくことになったことを紹介した。



展示風景

今回のポスターセッションで自治体史関係の展示は本県だけだった。参加者名簿をみても、自治体史関係の参加者は、本県と、岩手県、四国の3市だけである。いささか寂しい感じはするが、それだけ自治体史の刊行が進み、現役で編さんを行っている自治体が減っているということかもしれない。本県も平成8年度に編さんを開始して以来、ずっと職員を参加させているが、「県史編さんグループ」としての参加は今年が最後となる。

本県では編さん終了後、平成30年度、令和

元年度の2カ年を懸けて資料整理に専念し、「青森県史デジタルアーカイブズ」を構築して、県史で収集した古文書データ（一部画像も添付）や絵はがきの画像、さらには県史のテキストデータも順次公開を始めている。ポスターセッションではスペースの関係で紹介できなかったが、あわせてご利用いただきたい。（中野渡一耕）

大仙市アーカイブズの取組2019

大仙市アーカイブズ

大仙市アーカイブズは今年度で開館3年目を迎えました。ここでは令和元年度の大仙市アーカイブズの動きをご紹介します。

特定歴史公文書については、開館1年目の平成29年度末と比較すると今年度10月末時点で閲覧に対応できる冊数が約4,000冊増えました。閲覧可能な資料の増加にともない、市職員はもとより、一般の方々の利用も増加傾向にあります。

地域史料についても、以下のような資料が仲間に加え、徐々に充実してきています。

■田宮利雄資料

田宮利雄（1927（昭和2）～2015（平成27）年）は、大仙市出身。1944（昭和19）年、後の日本国有鉄道（国鉄）に入社、秋田鉄道管理局総務部で「秋田鉄道管理局史」の編さん、機関紙「秋鉄」や広報誌「秋鉄ニュース」の編集に携わりました。日記や執筆原稿等のほか生前に撮影した鉄道写真や、収集した鉄道関連の書籍、パンフレット等をご遺族から大仙市アーカイブズにご寄贈いただきました。

■井上一郎資料

井上一郎（1904（明治37）～1986（昭和61）年）は大仙市出身。生まれ育った地域を中心とした農村の姿を記録したアマチュア写真家です。高度経済成長を迎える直前の村の様子・民俗を中心に撮影を行いました。ご遺族から寄贈いただいたネガフィルム約33,900枚をデ

ジタル化、データを内容ごとに分類整理して公開しています。

開館した当初は、東北の市町村で唯一の公文書館でしたが、文書の管理等に対する意識の変化からか、近隣の自治体でも公文書館設置の機運が高まり、設置に向けた具体的な動きも見られるようになりました。

大仙市内でも「アーカイブズ」、「公文書館」という施設について理解が徐々に広まっています。さらに市民の方々に「大仙市アーカイブズ」を知っていただき、親しんでいただくために、令和元年度もさまざまな普及・啓発活動を行いました。

■企画展

10月1日～12月14日に「地域、再発見！～記録に残る人々の様子～」と題して、大仙市アーカイブズが所蔵する特定歴史公文書等を中心に、明治から平成の時代を振り返る展示を行いました。

■一般向け講座

企画展と連動した一般向け講座を全3回開催しました。

第1回 令和元年10月10日（木）

「日常の人々、再発見！」

第2回 令和元年11月7日（木）

「広がる街並み、再発見！」

第3回 令和元年12月5日（木）

「暮らしの境界、再発見！」

■子ども向け講座

2019年度は夏休みに「くずし字講座」を開催しました。普段あまりなじみのない「くずし字」に親しめるよう、カラフルな絵がついた当て物やすごろくなどを使用しました。

■アーカイブズツアー

大仙市大曲（おおまがり）地域をフィールドに、古い地図や写真を見ながら駅前商店街を散策しました。散策の前にはその地域に関する資料の紹介も行い、知識を深めました。

（岡田 綾）

松代文化財ボランティアの会 会員による真田邸（新御殿） 襖の下張文書 整理作業

真田宝物館

本セッションでは、真田宝物館ミュージアムボランティアとして活動を行う、松代文化財ボランティアの会会員と、真田宝物館学芸職員が協働で行う、真田邸（新御殿）襖の下張文書整理作業について紹介しました。

真田邸（新御殿）とは、元治元年（1864）に松代藩真田家の居城・松代城の南に建てられた場外御殿で、昭和初期まで真田家の私邸として使用されていました。140年余りが経過した近年、保存改修工事が行われ、御殿内の襖の下張りに反古紙として真田家や松代藩に関連する古文書史料が張られていることがわかり、平成23年から整理作業を始めました。現在、作業開始から8年がたち襖100本のうち約7割弱の整理が終了しており、のべ3000人を超える会員が参加した一大プロジェクトになっています。

セッションブースには、実際の整理作業の行程と、作業の雰囲気を感じて頂けるよう作業風景の写真を掲示し、整理作業で作成した台帳の一部を手にとって見ていただきました。

真田宝物館及び国文学研究資料館には、数万点にのぼる真田家文書が所蔵され、真田家の家政や勤役、松代藩政などについて研究が進められています。これらの史料の多くが意図的に残された史料である一方、襖の下張りに用いられている反古紙は、家政・藩政が運営される現場でやり取りされ、記録された様々な記録類であり、家政・藩政運営の実情が垣間見える貴重な史料といえます。

真田宝物館学芸職員だけでなく、松代をはじめ、長野市在住の方が大半を占める松代文化財ボランティアの会会員と協働で活動を行う大きな目的は、身近な真田邸の襖から地域

の歴史に関わる貴重な史料が出てきたことを知ってもらい、行く行くは目録化し活用できるよう自分たちの手で地域に還元していくことで、松代の歴史を綴る史料に愛着を持ってもらうことにあります。



真田邸襖の下張 はがし作業の様子

地域の方々の地域史料への愛着こそが地域史料の活用と保全につながることを信じ、これからも真田邸（新御殿）襖の下張文書整理作業を進めて参ります。（溝辺いずみ）

松本市における記録映画上映 運動資料の収集と活用

—小川プロダクション作品を中心に—

相川陽一（長野大学）

森脇孝広（都留文科大学）

小平千文（上田小県近現代史研究会）

映画に関する資料収集や保存というと、映画フィルムを思い浮かべる方も多いと思いますが、映画資料はフィルムだけではありません。ノンフィルム資料と呼ばれる多種多様な資料があり、ビラ・チラシ、パンフレット、ポスター、チケット、シナリオ、制作ノートなどの紙資料、写真資料、オーラルヒストリー資料、撮影機材などのモノ資料などを含みます。ノンフィルム資料はそれ自体が独立した価値を持つ映画資料です。

本報告は、映画の制作から上映までを各地の支援者と自力で行ってきた独立プロダクションの記録映画に関する自主上映運動資料の収集と保存に関する中間報告です。具体的には、松本市で公民館や文化会館などの公共

施設を会場に、1970年代から2000年代まで断続的に続けられた記録映画の自主上映運動資料に関するケーススタディの中間報告です。

本報告で対象とした「百瀬範明氏旧蔵資料」は、1970年から2009年まで、松本市で映画の自主上映を断続的に続けた一人の地域住民の個人資料です。旧蔵者の百瀬範明氏（1949年生）は松本市の農家に生まれ育ち、兼業農家として生計を立ててきた一人の地域住民です。同氏は松本市内の高校の映画研究会メンバーらが1968年に結成した松本シネクラブのメンバーとなって劇映画の自主上映にかかわりながら、自身が中心となって松本自主映画の会やシネマアクト72と名付けた小規模な記録映画の自主上映運動グループを立ち上げ、同時代の社会問題や社会運動を取り上げた記録映画の自主上映を行いました。

特に注力したのが三里塚シリーズで知られる小川プロダクション（以下、小川プロ）作品の自主上映です。小川プロは小川紳介をリーダーに結成された記録映画制作集団で、成田空港問題が発生した農村に住み込み、三里塚シリーズに代表される記録映画を制作しました。1974年から拠点を山形県上山市に移し、小川は山形国際ドキュメンタリー映画祭の開催に尽力し、国内外に知られています。

報告者は2018年12月から計5回の資料収集と聞き取り調査を実施しました（第1回：2018年12月、第2回：2019年1月、第3回：同7月、第4回：同10月、第5回：同12月）。資料収集と並行して、第3回までの収集資料の整理を2019年7月と同9月に実施し、資料整理カードの作成と電子化を行いました。現時点で、第3回までに収集した資料は計546点です（複本を除く）。

寄贈を受けた資料は、長野大学相川研究室（社会調査研究室）にて整理を進めており、収集、整理、撮影などが現在も進行中です。これらの資料は、映画史やメディア史の観点からは、国内外から注目を集める小川プロ作

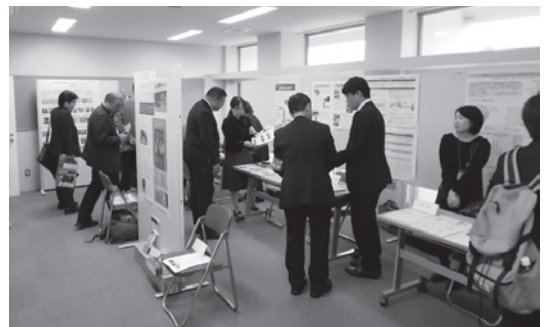
品の地域社会での受容プロセスを明らかにし得るケーススタディの基礎資料となり得るものです。そして、地域史の観点からは、戦後の松本市における映像文化運動の軌跡を現在に伝える貴重な民間資料です。

貴重な資料を寄贈くださった百瀬範明氏に心より御礼申し上げます。なお、本報告は、「百瀬範明氏旧蔵資料」に関する共同研究の中間報告との位置づけのため、資料整理等が進んだ後に、改めての成果報告を予定しています。付記：本報告は、JSPS科研費（18K00969）、国立歴史民俗博物館総合資料学研究助成（公募型）、サントリー文化財団助成「学問の未来を拓く」による研究成果です。

（相川陽一・森脇孝広・小平千文）

第45回全史料協全国（安曇野）大会 ポスターセッション参加報告 全史料協関東部会

今回は、機関会員の事業や個人会員の研究など、合わせて13点が掲示されました。会場となった安曇野市豊科公民館の講座室には、ポスターセッションのコアタイムとされた12:00～13:00以外にも多くの入場者があり、活気あふれる雰囲気の中で情報交換が行われました。



ポスターセッション会場の様子

全史料協関東部会は、令和元年度の活動報告として、これまでに開催した3回の定例研究会を中心に以下の内容を掲示しました。



当日掲示したポスター

■第300回 令和元年度総会記念講演会 (会場：茨城県立歴史館)

テーマ：「公文書管理法制定10年で見てきた諸問題」

講師：筑波大学人文社会系教授 中野目徹氏

公文書管理法が制定される前の状況などを交えて、中野目徹氏にご講演をいただきました。また、アーキビストの職務基準書についても触れられ、大いに盛り上がった定例研究会となりました。

■第301回 (会場：渋沢史料館)

テーマ：「全史料協関東部会のこれまでとこれから一定例研究会を中心に」

報告：清水善仁氏（法政大学／関東部会運営委員会座長）

コメント：宮間純一氏（中央大学）、富田三紗子氏（大磯町郷土資料館）、金甫榮氏（渋沢栄一記念財団）

定例研究会が300回目を迎えたことを記念して、これまでの活動を振り返るとともに今後の展望について意見交換を行いました。

■第302回 (会場：東京証券取引所)

テーマ：「東京証券取引所における資料保存と活用の取組み」

講師：千田康匡氏（東京証券取引所）

東京証券取引所の施設を見学した後、私企業における資料保存の現状などについて千田康匡氏の講演が行われました。大変貴重な経験となった定例研究会でした。

今回、ポスターセッションに出展者という立場で初めて参加しました。全国大会において、他県の機関会員や個人会員の方々と交流できる場が設定されていることは大変有意義であると感じました。今回の経験を、今後の関東部会の活動に役立てていきたいと考えています。（関東部会事務局 石綿孝一郎）

アーカイブズ施設等におけるLED 導入状況と照明管理に関する アンケート調査報告

学習院大学大学院 人文科学研究科
アーカイブズ学専攻
博士後期課程 高科 真紀

2019年6月に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の機関会員名簿に記載のある施設と「国立公文書館等」の指定を受けた文書館等155機関に、「アーカイブズ施設等における照明の選択と管理に関するアンケート」を依頼しましたところ、107機関より回答いただきました。ポスターセッションでは、アンケートの集計結果から、LEDの導入状況、展示室と収蔵庫の照明管理について報告しました。

【1】LEDの導入状況

回答のあった105機関のうち、施設内すべてをLED化したのは19機関（16機関は一括、3機関は複数年にわたる）で、全体の18%でした。部分的なLED導入は48機関、未導入は38機関でした。未導入と回答し、かつ導入の計画がないと答えたのは37機関で、全体の35%でした。場所ごとの導入状況は、展示照明47機関、閲覧室37機関、ロビー・エントランスホールと事務室・廊下34機関、収蔵庫23機関、資料整理室・修復室19機関と、展示照明が優先されていました。LED導入のタイミング（64機関より回答）は、他の照明器具からの変更（改修ではなく、照明工事のみ）31

機関、建物の改修工事21機関、新設建設5機関であり、その他11機関は「経年劣化による器具不良の際、LEDに交換」、「使用中のハロゲンランプが切れた箇所から代替LEDに変更。器具の変更予定は今は無し」などでした。東日本大震災以降、省エネ化の推進と2013年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、2020年以降の蛍光灯の製造・輸出入は原則中止となったため、政府主導でLED化がすすめられ、LEDの導入件数が増えています。国内大手メーカーは、「博物館・美術館用蛍光灯」の生産を2015年より段階的に終了しており、新たな光源への転換が差し迫っています。

【2】展示室の照明管理

常設展示の展示替え（55機関より回答）を行っている回答したのは34機関、行っていない19機関、その他は4機関で、「企画展示の成果を常設展示に反映できる場合に随時更新」、「史資料の寄贈受け入れに伴い、新規追加の展示をすることがある」などでした。展示替えの頻度（34機関より回答）は、1～3ヵ月毎が15機関、4～6ヵ月毎が6機関、1年または2年毎が6機関、数年に1度などとバラつきがありました。照度測定の有無（74機関より回答）は、測定している21機関、測定していない50機関、その他が3機関でした。収蔵資料の展示が主であるなどの理由から照度管理が十分なされていない傾向にあり、目標としている照度値も50～70lx、100lx、JIS照度基準500lx以下とさまざまであることがわかりました。

【3】収蔵庫の照明管理

収蔵庫内の自然光が射し込む窓の有無（105機関より回答）について、あると回答したのは43機関、ない62機関、その他5機関でした。これは、アーカイブズ施設が施設転用した建物を利用するケースが多いためですが、窓があると回答した40機関では、「窓を板・パネル等で完全にふさぐ」、「遮光カーテンやブラ

インドを使用」など何らかの対策がとられていました。収蔵庫の資料の配架状況（103機関より回答）は、全点箱入れしているのは38機関で、一部未包装（むきだし）50機関、全点むき出し2機関と、照明の影響を少なからず受けやすい保管状況になっている機関が半数を超えていました。

終わりにになりましたが、ご協力いただきました機関会員の皆様に感謝申し上げます。集計結果の詳細は、改めて報告いたします。

（高科真紀）

自宅資料の保存と課題 ～現状から見えてくるもの～

野村 晃子

ポスターセッションにおいて、報告が3回目となる米川家の資料調査・整理作業は現在自宅保管を前提とし、資料の保管スペースを考慮して、所蔵者と協議しながら資料を厳選している。

今回は物置となっていた米川家母家の2階のリフォームが完了したことにより、新たな資料を含め、おおよその資料の全体像が見えてきた。

保存環境はほぼ変わらず、風通しのいい環境を維持している。米川家の場合、家の構造を変えての改築ではないので、元の環境を生かしての保存が可能である。

資料はリフォーム前に選別を行った。最終的な資料の大別は次の通りである。

- ・文書類…戸籍などの公的書類、幕末～明治初期の借用文書、家族関係、公文書類（簿冊、諸雑文書）等
- ・記録類…日記、メモ・新聞記事のスクラップ等
- ・書簡…はがき、絵はがき
- ・書籍…行政例規や市町村概要、華道の教本等
- ・雑誌類…新聞の付録類、同窓会報等
- ・その他…軸（巖谷小波等）、屏風、火縄銃

(短筒)、刀(錆びつき有)、広告、博覧会関係チラシ、写真(ガラス乾板)等

前回仮置きしたのも選別、整理対象として、見直すことに。その中で年賀状や個人情報に関わる資料については、今後のことを考え、廃棄とした。ただし、養子等の家族を構成する資料については、物の来歴を知る手がかりとなることから、当面は保管を決めた。

中でも資料の中に登録が必要な銃刀類があった。銃は短筒二丁(火縄式と管打ち式)、刀は一振り(錆びつき有)。この二点は銃刀法に則り、所轄署に届け出、登録または廃棄といった処置をした。

今回の作業において、漠然としながらも課題や問題点が見えてきたように思われる。例えば銃刀に関しては登録が必要であるが、それはどこにまず持っていくことが必要なのか周知されていないこと。以前の報告で述べたが、相談窓口が情報として少ないと感じる。行政側のアプローチもあるが、地域の高齢化、コミュニティの減少などによる情報交換の場の喪失もあると考えられる。

また保管とその後を考えたとき、所蔵者は、保管はしたいが、これを受け継いでくれる人がいなくなったときどうしたらいいのかという不安な思いを持っている。

米川家の方針としては、もし可能であれば資料活用してくれるところに寄贈したいという意思がある。だが、それは持っている資料ごとで行うのか、資料群として行うのかという問題も抱えている。記録としてのメモや日記は軸や書籍とつながっていることがある。それを関係ないからと、あえてバラバラにしてしまうのか。そうした場合、資料として意味をなすのか等問題もある。

また近年、災害による被害も不安要素の一つとなっている。記憶に新しいところでは川崎市や長野県の事例がある。その場合保存を望む場所に資料レスキューがなされるのか、文化財指定ではない個人資料も対象になるの

か、またその存在がない地域はどう対処すればいいのかと考える。

公的機関の非正規化が増加し、継続的なフォローが難しくなっている。資料から地域の課題を考えてみることも必要であると感じる。

最後に今後の作業は、保管と同時に資料の目録化に向けて、作業を進めていく段階に移っていく。目録公開については検討の余地があるが、これもなんらかの方法を模索していきたい。(野村晃子)

アーカイブズを利用する

筒井 弥生

はじめに

今世紀のはじめのこと、博物館のインターンだった私はアーカイブズを知らなかった。渋沢栄一記念財団の非常勤職員のとき、アーカイブズ・カレッジに通い、『渋沢栄一伝記資料』についての修了論文作成のため、国立公文書館、国立国会図書館憲政資料室、国文学研究資料館などで資料閲覧したのがはじめてのアーカイブズ利用だった。鉛筆を手に一生懸命筆写した。翌年学習院大学大学院にアーカイブズ学専攻が開講、博士前期課程に入学した。以来これまで閲覧・デジタル撮影してきたアーカイブズ資料から紹介する。

宮内公文書館

「公文書等の管理に関する法律」が成立、2011年施行されて、真っ先に訪問したのは、宮内公文書館だった。2010年に見学したスミソニアン協会フリーアー・サックラー美術館アーカイブズに明治天皇と昭憲皇太后の署名入り肖像写真があり、その調査のためである。旧蔵者はアリス・ルーズベルト・ロングワースで、彼女がタフト陸軍卿(当時)と来日したのは1905年のことである。御写真録、外賓参内録などにアタリがなく、外賓接待録に大

部で重要な記録を見つけた時は小躍りしそうになった。外交贈答録、東宮日誌、調度局などの重要雑録はじめ明治38年の記録を紐解いた。タフトらが宿泊した芝離宮の図面や随伴を務めた長崎省吾の手記も興味深い。これについてはSAA2012年大会でも報告した*。

並行して、博物館局や陵墓関係あるいは実録編纂資料や文書管理に関する文書などを利用請求した。なかでも明治天皇御手許書類は今回紹介できなかったが、とくに写真がすばらしい。汲めども尽きぬ記録の宝庫である。

国立公文書館

国立公文書館には、仏国記録書、(普国)記録書とともに局務参考書として明治期に作成された各国の記録局の調査結果がのこされている。また、米国からの返還文書(赤)も何点か確認した。戦後GHQが接收し、借り上げた建物の記録の多くや公文書館法制定以来の国立公文書館による研修の記録は要審査だった。

米国立公文書記録管理局 カレッジパーク

米国の国立公文書館での調査のはじめは、『古代世界のアーカイブズ』の著者であるポズナー(Ernst M. Posner)の個人文書だった。

国文学研究資料館のいわゆる「史料館レコーズ」にいくつか英文の文書があり、占領下にGHQとやりとりしたのではないかと考えられた。それをあとづけるものはないかと調査したのが、SCAP文書の箱番号5864などである。図書館・文書館関係の調査資料のなかに「史料館の設置について」**という日本語の文書があった。

スミソニアン協会アーカイブズほか

スミソニアン協会アーカイブズでは、国立航空宇宙博物館(NASM)で中止になったエノラ・ゲイ展について調べた。館長文書が移管されていた。NASMにはニュースクリップ

があった。接收独日航空技術文書や中島飛行機関係についても調査中である。

米国立公園局国定史跡ロングフェロー邸

『記録と史料』28号を参照されたい。

おわりに

個人的関心や共同調査のためにアーカイブズを利用する機会を得た。いずれ劣らぬ歴史の証人である資料写真をご覧いただいたが、整理・共有のため効率的な方法を探している。

* <http://files.archivists.org/researchform/2012/PDFS/Tsutsui-ResearchForumPoster12.pdf>

** <http://doi.org/10.24619/00000830>の史料2

(筒井弥生)

琉球政府文書デジタルアーカイブ 「琉球政府の時代」

沖縄県公文書館指定管理者
(公財) 沖縄県文化振興会 小野 百合子

本ポスターセッションでは、2019年10月10日にリニューアルした琉球政府文書デジタルアーカイブサイト「琉球政府の時代」について紹介しました。琉球政府文書デジタルアーカイブは、沖縄県公文書館の指定管理者である(公財)沖縄県文化振興会が沖縄県から受託して2016年度から運営しています。

リニューアルの主な目的は、利用者の裾野拡大を図ることです。公文書館を利用したことがない方に琉球政府文書デジタルアーカイブの存在を知ってもらい、また、特定のテーマで資料を探しているわけではない一般の方にも広く利用してもらうため、コンテンツの多様化に取り組みました。これまでは「所蔵資料検索」と「資料紹介」の2つの入り口からデジタルアーカイブを利用するかたちでしたが、リニューアルにあたって新たに「歴史年表」と「刊行物」を加えました。

各コンテンツの概要と工夫した点を紹介すると、まず「所蔵資料検索」では、新たに検

索引ガイドを加え、全所蔵資料から琉球政府文書を抽出する方法や、そもそものようなキーワードで検索すればよいのかわからないという方のために検索キーワードの例を紹介しています。「資料紹介」では、利用者が興味関心のある資料を見つけやすくする工夫をほどこしました。具体的には、これまで各ページを総務局・企画局など局別に分類していましたが、琉球政府の機構図や各局の所掌事務に詳しくない方でもわかりやすいよう「衣食住」、「観光」、「教育・青少年」といったトピックごとにご覧いただけるようにしました。

新規コンテンツの「歴史年表」では、ウェブサイトの名称となっている「琉球政府の時代」がどのようなものだったのかをよく知らない方でも、1945年の沖縄戦から1972年に日本に復帰するまでの27年間の沖縄のあゆみをたどりながら関連資料をご覧いただけるよう作成したものです。また、もう一つの新規コンテンツである「刊行物」からは、琉球政府文書を読み解くうえで参考となる琉球政府発行の各種刊行物をご覧いただけます。いきなり公文書を利用するのはハードルが高いという方にも、図表や写真を用いながら平易に説明された刊行物を見てもらえるようにしています。

セッションでは、以上のような利用者の裾野拡大をはかるために工夫した点を紹介しながら、ノートパソコンを使って実際に「琉球政府の時代」をご覧いただきました。所蔵資料の広報や情報発信については、どの機関でも頭を悩ませているようで、みなさん興味・共感を示しながら見ていただきました。機関によって所蔵する資料はさまざまですが、そのアピールのしかたと活用の方法をめぐっては似たような課題を抱えており、貴重な意見交換の場となりました。

「琉球政府の時代」からご覧いただける琉球政府文書の数、全史料協大会の時点で2万5千冊を超えており、日本でも有数の公

文書のデジタルアーカイブに成長しつつあります。今後もより多くの方に利用していただけるよう取り組みを進めていきますが、そのためのヒントをたくさんいただいたポスターセッションとなりました。

(小野百合子)



国立公文書館「アーキビスト認証制度の創設に向けて」

国立公文書館公文書専門官 長谷川貴志

国立公文書館（以下「当館」という。）は、アーキビストの職務とその遂行上必要となる要件（知識・技能）をまとめた「アーキビストの職務基準書」（原案）を平成29年12月に公表した。その後、アーカイブズに係る有識者や関係機関・団体の協力のもと、議論を重ね、平成30年12月に「アーキビストの職務基準書」を確定した。これを基礎として、当館は内閣府（内閣総理大臣）指示により、アーキビスト認証制度創設に係る具体的な検討を行うため、平成31年3月に関係機関・団体の推薦者やアーカイブズに係る有識者からなるアーキビスト認証準備委員会を設置した（全史料協からは定兼学参与が参画）。

同委員会は、令和元年12月までに4回開催され、その成果として「アーキビスト認証制度に関する基本的考え方」（令和元年12月、以下「基本的考え方」という。）がとりまとめられた。

この基本的考え方では、アーキビスト認証

制度の創設に向けたこれまでの経緯、制度の目的、位置づけ、名称・認証主体、認証対象、申請要件等の具体的な方針とともに、認証制度の今後の展望が示された。

まず、認証制度の目的を、『アーキビストの職務基準書』に基づき、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性・専門性を確保するため」とし、内閣府（内閣総理大臣）から認可を受けた制度として実施することが示された。また、認証主体を国立公文書館長とし、審査の透明性、客観性を確保するため、「アーキビスト認証委員会（仮称）」を設置し、審査を行うこととされた。

さらに、アーキビストとして専門性を有する者（認証アーキビスト）の条件として、①アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能を把握していること、②アーカイブズに係る実務経験を有していること、③修士課程修了レベルの調査研究能力を有していること、の3要件を満たす必要があるとしている。このほかに、社会規範の変容や情報技術の発展等を踏まえ

知識・技能が更新されているか確認するための更新制度や、認証アーキビストへの社会的理解を深めその活躍の場を拡げるための「准アーキビスト（仮称）」制度の導入等が示されている。

基本的考え方の末尾には「むすび」として、早期に認証制度が実現することを望むことや、本制度の将来像についての短期的、中長期的展望が示されている。

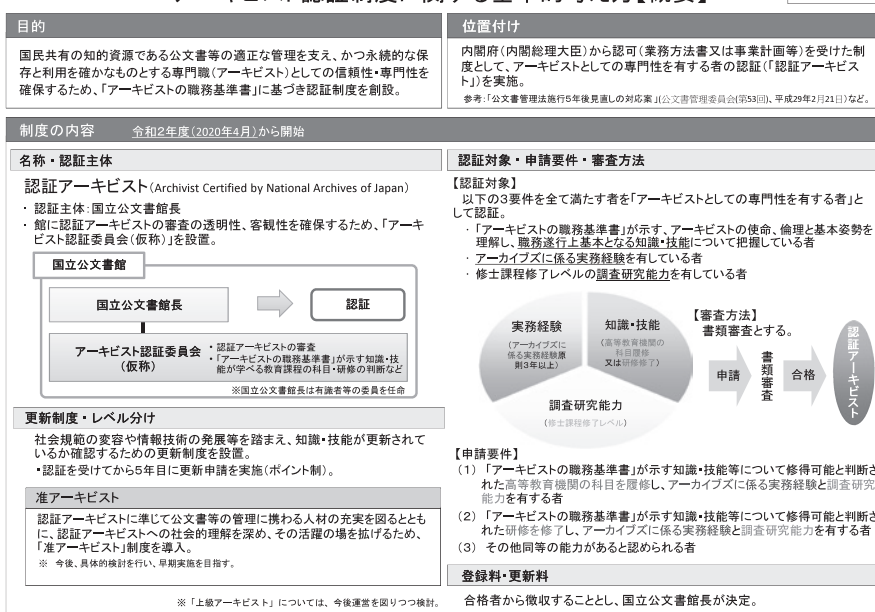
今後、当館では、基本的考え方に基づき、アーキビスト認証制度の骨格を速やかに策定した上で、内閣府や関係機関・団体との調整を進めるとともに、アーキビスト認証委員会（仮称）の設置準備を行い、令和2年度中の認証実施を目指していく。また、並行して、「准アーキビスト（仮称）」制度の導入等についても検討を進めていく。

令和元年11月14日～15日長野県安曇野市で開催された全史料協全国大会のポスターセッションにおいて、アーキビスト認証制度について説明し、率直なご意見・ご質問を受ける場を頂いた。関係各位に記して感謝申し上げます。

（国立公文書館公文書専門官 長谷川貴志）

アーキビスト認証制度に関する基本的考え方【概要】(案)

令和元年9月
国立公文書館



研 修 会

研修A

視察1（松本市文書館・安曇野市文書館）

鳥取県立公文書館
末次 啓子

研修会Aの①「松本—安曇野コース」（松本市文書館と安曇野市文書館の見学）に参加した。

最初に訪問したのは松本駅から南西に1.6kmの位置にある松本市文書館。晩秋の紅葉と澄んだ青空に馴染む落ち着いた建物が印象的である。



松本市文書館の外観

まず講義室において、関沢館長から施設・事業の概要の説明をしていただいた。同館は、『松本市史』編さん事業で収集した資料などを保存・活用する目的で、旧芝沢支所の建物を利用して、平成10年10月に開館されたという。その後、施設の老朽化と狭あい化に伴い、平成26年9月24日、第2学校給食センター跡地である現在の場所に新館を建築オープンした。構造の特徴として、外壁タイルとRCの間に断熱材、地域資料室の内壁には調湿材を使用しているという。また、収蔵室には水を使うスプリンクラーではなく、不活性ガス（窒素）消火設備を導入しているとの説明もあり、資料を守るための配慮が行き届いているのを感じた。

続いて、2班に分かれて館内の案内をしていただいた。最も興味深かったのは、ある個人の資料の前で受けた説明である。かつて松本市が受け入れることができなかったそれらの資料は、個人の転居先である神奈川県藤沢市の藤沢市文書館に受け入れられ、整理・保存された。そのおかげで、時を経てゆかりの地、松本市に戻ってくることができたのだという。藤沢市文書館の存在がなければ、消えてしまう運命にあったであろう資料を目の前にして胸が熱くなった。しかし、それと同時に、保存される場所や機会に恵まれず、廃棄されてしまった貴重な資料も数多くあるに違いないと思った。資料を保存する大切さを改めて考えさせられた。

次に向かったのは松本市文書館から北西に11kmほどの位置にある安曇野市文書館である。別の自治体とはいえ、このように近接した地域に二つの文書館があるという事にまず驚いた。

入館後、安曇野市教育委員会文化課那須野課長から施設や事業の概要の説明を受け、引き続き館内の案内をしていただいた。安曇野市は、平成17年10月1日に、豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の五つの町村が合併して誕生した。平成21年から資料の収集と整理を開始し、平成24年に安曇野市本庁舎建設推進事業として公文書整理室を設置。平成30年10月1日、旧堀金公民館・図書館の建物を改修して安曇野市文書館が開館した。

同館では、文書のバーコード管理が行われており、所在（排架状況）情報等が全て分かるように整理されている。バーコード管理の利点は、資料の整理を素早く正確にできることである。資料の出し入れや、保管場所の移動に伴い情報の修正が必要になった時などに大変役立つであろうと思われた。



安曇野市文書館の館内見学

最後に、システム開発を行った事業者の方から検索システムの使い方について具体的な説明を受けた。検索ワードを入れるとタイトルと同時に画像も表示されるもので、文書を実際に手にする前にイメージができ、必要な資料を探しやすいようになっていた。このようなシステムが導入されれば、調べる時間を短縮でき、資料を利用するという意味において大変効果的であると感じた。

今回、松本市文書館と安曇野市文書館の2館を視察させていただいたが、長野県にはこの2館を含めて市町村の文書館が10館存在する。この点に関して、今回視察の世話係をしてくださった安曇野市教育委員会文化課の逸見氏にうかがったところ、「あの市にあるから我が市にも」という市町村の競争意識というよりも、各々の市の内側から起こった文書館設立の動きなのだとお聞きした。公文書館勤務1年目の私にとって大変勉強になり考えさせられる言葉であった。

研修A

視察2（貞享義民記念館・安曇野市文書館・豊科郷土博物館）

河内長野市教育委員会

松野 准子

安曇野市は、平成17年に南安曇野郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、東筑摩郡明科町の

5町村が合併し誕生している。このコースでは、昨年開館した安曇野市文書館をはじめ、この地の歴史文化を紹介する2館の展示施設を見学させていただいた。

貞享義民記念館は、平成4年に旧三郷村において、貞享年間におこった貞享騒動の義民らの業績を顕彰する施設として開館。「生きる権利と主張」というテーマで、貞享騒動に関する資料を中心に、この地に生きた義民や当時のくらしが紹介されている。そのようなコンセプトから、建物の外観は「笠」と「蓑」というお百姓さんの恰好をモチーフにしたのだと清水館長が教えてくださった。



貞享義民記念館／施設外観

一階は無料スペースとなっており、見学時は写真展が開催され、市民の展示活動の場としても活用されている。

二階の常設展示室に入ってまず目に入るのは、天井に向かって力強くのびるタワー。



貞享義民記念館／常設展示室

それは『義勇貫天』という義民の精神を表現したシンボルで、それを中心に貞享騒動を今に伝える古文書が展示されており、「二斗五升挽き」という義民の生きるための声が聞こえてくるよ

うだった。

シアタールームでは「貞享義民物語」という立体的な再現ビデオが上映され、当時の情景をより理解しやすくなっている。

清水館長は今後の課題として、安曇野市文書館と連携して所蔵文書のデータベースの公開を進められたらと展望を述べられていた。

また旧三郷村では、個人所蔵の資料も多くあり、それらは『三郷村誌』の編纂時に複写され綿密に調査されたが、村誌編纂から20年以上経った今、所蔵者の世代交代などによる資料散逸が課題となり、その所在把握も重要だという。所蔵者、そして自治体側の資料担当者が代替わりする中、所蔵者とのつながりを持ち続けることがいかに重要かを感じた。

次の見学先、安曇野市文書館は平成30年に開館した施設で、解体する予定だった旧堀金公民館の建物が活用されている。その経緯を平沢館長と那須野課長よりご説明いただいた。同館は公文書約52,000点、地域資料約44,000点を所蔵し、現時点で公文書12,091点、地域資料24,075点が公開されている。インターネット上の公開目録も、評価選別済みで利用制限のない公文書や、寄贈・寄託を受けた地域資料に限るが、評価選別済みでない資料についても相談を受けた場合は閲覧可能か検討し、対応されているという。

書庫は7部屋に分かれ、古文書や地域資料



安曇野市文書館／学校資料（書庫）

（複写）、合併以前の資料などが保管されている。その中で印象的だったのは、学校資料の多さだった。市内16校分の資料が書棚にびっしり保管されており、20年以上経ったものは同館へ移

管されるという。

また同館では、昭和の大合併以前の公文書が悉皆収蔵されており、その膨大な文書はすべて中性紙の封筒に入れられ、目録、位置情報が入ったバーコードで管理されている。

所蔵資料の検索管理システムは、文書館だけでなく市職員の端末でも検索できるようになっており、市職員向けの研修も行われているという。市民向けの展示、講座を含め、市役所内外への文書館の浸透を目指されている。

今後の課題としては、地域資料の確認調査を進めインターネットでの公開資料数を増やすことだという。

また同館は、貞享義民記念館、豊科郷土博物館と定期的に連携会議をし、図書館とも寄贈資料内の書籍類の相談や企画展への協力をされている。担当者同士の連携は、各館で所蔵する資料情報を互いに共有でき、資料を有効に活かす機会が増えることにつながり、とても重要なことだと感じた。

最後に訪れたのは、開館40周年を迎える安曇野市豊科郷土博物館。見学で訪れた際は企画展「絹の道～養われる蚕・自養する蚕～」が開催されていた。



豊科郷土博物館／企画展

安曇野市域はかつて養蚕の産地でこの辺りの大きな家は大抵が蚕の種屋だと、展示担当者の倉石さんよりご説明いただいた。河内長野市も山間部では養蚕や桑の葉を売って現金収入にしていたので、蚕棚の再現や自然の中で育つ天蚕の飼育過程は大変興味深く、展示

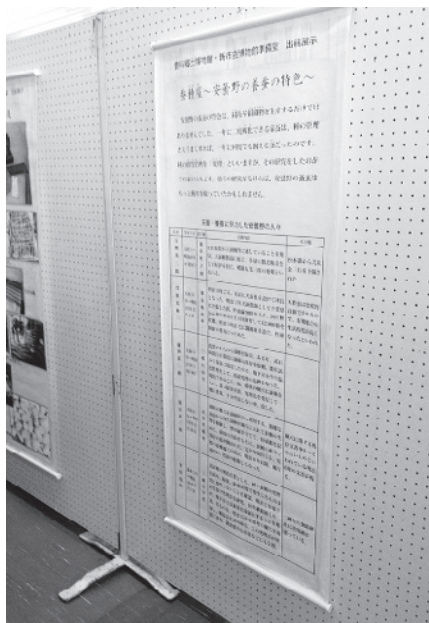
の見せ方などとても勉強になった。

常設展示は、安曇野を代表する各地のオフネ祭りの映像やオフネの再現など迫力ある展示で、祭りを存続する課題やその活動なども紹介されていた。

また同館では、市内公共施設で出前展示できるように、展示内容をコンパクトにしたバナー状の解説パネルが作成されている。(写真)

市内の勇屋会館という料理屋では文政5年の婚礼料理が紹介され、料理のレプリカとともに、再現した料理、そのレシピなどが紹介されていた。こうした取り組みは、博物館利用者だけでなくたくさんの人々に地元の歴史文化や博物館活動を知ってもらう機会となり、素晴らしいアイデアだと感動した。

今回3館の視察見学をさせて頂き、各館の取り組みや課題などを伺い、本当に学ぶべきことが多いと感じた。また河内長野市の場合はどうできるであろうかと思つめ直す機会となった。



豊科郷土博物館／出前展示用紹介パネル

研修B

アーカイブズ入門

全史料協参与・松本市文書館特別専門員

小松 芳郎

はじめに

私は、20代から11年間、小学校の教員だった。30代の6年間は、常任編纂委員として『長野県史』の編纂に従事した。40代の9年間は、松本市史編さん室長として『松本市史』を編纂した。50代から60代にかけて、松本市文書館の館長をつとめ、この6年間は、文書館特別専門員として、業務に携わってきている。私の半世紀の取り組みをたどりながら、歴史資料として重要な文書のありかたについて、考えていきたい。

1 学校現場(昭和47～58年)

文書の作成は、手書きか謄写版(ガリ版)によっていた。原紙に鉄筆でカリカリと文字を書いて、職員会議の資料にしたり、教材や学級通信にした。作文やテストなどの子どもたちの記録は、1年ごとに個人別にファイルに収め、通信は学期末に簡易製本し、その先の保存は家庭にまかせた。

私自身の実践記録は、赴任先の学校ごと、年度ごとに綴ってのこしている。退職されたひとりの校長が、30年間の自分の教員生活の文書を全部焼いたと聞いたときは驚いた。そういうものなのかと。その元校長の家に残る膨大な近世文書は、市に寄贈された。今でも利用に供されている貴重な記録だ。公と私のみごとな使い分けか。

学校の文書は、今どうなっているのだろうか。市町村合併による学校の統廃合時の文書保存の現状も気になるところだ。文書館によっては、学校文書を積極的に収集しているところもある。学校文集や学級文集はどうなのだろうか。

教員時代、赴任先で『長野県史』のための

近世文書調査に携わった。毎週、各家を訪ねての古文書調査から、文書保存の実態、まもってきた家人の文書に対する心にも触れることができた。学校史の編纂にもかかわったが、校内に文書の少ないことを痛感した。

当時、『長野県教育史』（全18巻）が刊行されていたし、『史料開智学校』（全21巻）の編纂もはじまっていた。開智学校には、初等教育資料が大量に保存されている。

2 『長野県史』の編纂（昭和58～平成元年）

県庁での『長野県史』編纂のときには、文書作成はワープロにかかわっていた。毎週出かけた文書調査は、もっぱらニコンF3のカメラで、必要な文書を撮りまくった。公官庁や営林署などで文書群を目の当たりにした当時は思い出しながら、今にして思う。それらの原文書群はその後どうなったのだろうか。営林署の統廃合で、多くが失われたのではないかと危惧している。営林署のあった地元の村誌編纂のときに、そのことに気づき、合併後の市に移管してもらった例もある。

長野県庁の行政文書は整理されて、当時は県立長野図書館に収納されていた。『長野県政史』の編纂にも活用されたが、1冊ごとに袋に入れて保存する方法は、その後の私の文書整理のもとになった。

それぞれの地域での家文書の調査では、多くの方がたとの出会いがあった。「農業日記」などを撮影させてもらい、それを読んでわからないことを聞きにまた訪れることを繰り返した。

長野県では、すでに『信濃史料』（全28巻32冊）が刊行され、『長野県史』（全38巻70冊）の編纂がおわり、それらの資料は長野県立歴史館に保存され利用に供されている。「自治体史編纂から文書館へ」の文書保存の好例だ。

県市町村の自治体史編纂には、私もそうだったが、地域の小中高の教員が参加している。長野県内の地域史関係団体・組織は、187団体（平成25年9月現在）ある。佐

久10・上小（上田・小県）25・諏訪22・上伊那17・飯伊（飯田・下伊那）28・木曽7・松本38・大北（大町・北安曇）4・長野29・北信（北信濃）7だ。各地での歴史資料の調査研究がおこなわれ、人材が育っているわけだ。

3 『松本市史』の編纂（平成元～平成10年）

パソコンの時代になってくる。編纂を始めるにあたって、私にとっては、公文書館法（昭和63年6月1日施行）の存在が大きかった。保存・閲覧・調査研究のための文書館をつくるというこの法律を、編纂当初から皆に知らしめた。収集整理した資料は、編纂後に利用するためには、絶対に文書館が必要なのだと。編纂開始後3年間で完了させた旧役場文書の調査・整理・保存、個人宅の調査・聞き取りも、いま文書館で生きている。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の存在も大きい。編纂時、そして文書館開館後も、さまざまな情報、そして会員相互の交流は、いつも新鮮で刺激的だ。日々の業務に直接的に有効なのだ。

4 松本市文書館（平成10年～）

文書館ができて、地域文書の受け入れが増えた。建物の狭隘化などの理由で、平成26年9月に、新築移転した。公文書の保存年限の見直しがなされ、令和元年度から受入れがはじまった。

おわりに

文書館での文書利用は、便利になったが、それだけ、地域から遊離していくことが気がかりだ。とくに、地域文書を保存してきた家、とりまく環境、そして何よりも、文書を保存し伝えてきた人びとのことを、繋ぎ、伝えていくことが、これからますます重要になってくるのだと思う。

昭和20年8月15日直後に、県庁や市役所、町村役場で戦争関係文書の多くが焼却処分されたという話はあちこちで聞いている。その指示を示す文書がのこされていた。機密重要書類とポスター焼却を命じた文書で、以下の

2 通だ（「昭和二十年 庶務関係書類綴 東筑摩郡今井村役場」松本市文書館所蔵）。

「昭和二十年八月十八日

松筑地方事務所長㊤

各市町村長殿

機密重要書類焼却ノ件

各種機密書類、物動関係書類、其ノ他国力判定ノ基トナル如キ数字アル文書（統計印刷物等）並ニ之等台帳等ハ此際速ニ焼却シ、特ニ保存アルモノハ所轄官庁ニ打合ノ上隠徳（匿）スル等適宜ノ措置ヲ講ゼラレ度、尚、本件ニ関シ貴管内中等学校、国民学校等ニモ適宜ノ方法ニ依リ周知セシタルト共ニ、本文書ハ前記書類ト共ニ焼却相成度」

文書の受け付けは8月20日で、「秘」「親展」「至急」の朱印が押されている。この通牒は、町村役場だけではなく、管内の学校などにも周知せよとしている。そして末尾には、この文書もほかの書類とともに焼却処分せよと書かれている。

「昭和二十年八月二十一日

松筑地方事務所長㊤

各市町村長殿

大東亜戦争関係ポスター類焼却ノ件

曩ニ機密重要書類焼却ニ関シ通牒致置候処、今回同趣旨ニ依リ標記ポスター類焼却方ニ関シ県ヨリ通達ノ次第モ有之候条、至急措置相成度

尚、本件ニ関シ貴管内中等学校国民学校、各種団体等ニモ適宜ノ方法ニ依リ通達セラルト共ニ本文書ハ焼却相成度」

20年8月24日の受け付け印が押されているこの文書も、「秘」「親展」「至急」の朱印が上部欄外に押されている。「大東亜戦争関係ポスター類」の焼却を命じ、「本文書ハ焼却相成度」と、やはりこの通達文書そのものの焼却を求めている。

本来なら、この文書は、証拠をのこさないために焼却されるものであった。それが、平成元年に編さん室が整理した役場文書の綴り

のなかにあった。市内のほかの村文書を調べたが、どこにものこされていない。なぜ、のこったのだろうか。のこそうとしたのか、たまたまのこったのか。

焼却処分の指示をうけた人のなかには、それらの文書を何とかのこそうとした人がいた。

「本省からあんな指令がきているが、自分は納得できない。統計資料を全部焼けば、今後、宮崎県再建の指針になるデータを失うことになる。家へ疎開した統計資料は1か月後、県庁の永年保存文庫へもどった」（柳本見一『激動二十年』）。宮崎県の例だ。

富山県の庄下村（現、砺波市）に、軍からの焼却命令が8月18日に警察署から電話で伝えられた。兵事係をしていた出分さんは、「命令なので焼かねばならん。しかし私には忍びなかった。この小さな村でも50人近くの村人が戦死しているのです。これまでも軍の命令で多くの人が兵隊に引っ張られた。そして負けたら証拠を残すなという。（軍の）横暴な命令に対して反発する気持ちがあった。協力するだけ協力させておいて」。

出分さんは、あまり重要でないと判断した一部の資料を役場の庭で焼き、大半の重要資料は自宅に密かに持ち帰って、床下に保管することにした。夜ひとりで大八車を引いて、自宅に運び込んだ。村長も村人も知らない、出分さんの決断だったという。戦後半世紀近く経って、なぜ資料を残したのかという問いに対して、「軍に対する反発です」と答えた。残した兵事資料は60点。自宅に保管したのち、昭和53年に砺波市に返還された（小澤真人・NHK取材班『赤紙』）。

滋賀県旧東浅井郡大郷村（現、長浜市）役場で兵事係をしていた西邑さんは、兵事書類を、焼却命令に背いて、深夜、ひそかにリヤカーに積んで自宅に運び、物置に隠していた。

「焼却命令には合点がいきませんでした。村からは多くの戦没者が出ています。兵事書類は、戦死者を出した多くの家族に関わる大事

な書類なんです。だから、これを処分してしまったら、戦争に征かれた人の労若や功績が無になってしまう、遺族の方にも申し訳ない、と思ったんです。それまで軍部は、『この戦争に勝ってる、勝ってる』とばかり言っていたのに、実際は負けてしまった。国民は軍の言うことを信じていたのに、軍は嘘をついていた。そう思うと、軍部に対する反抗心のようなものが湧いてもきました。だから、あまり重要でない雑文書だけ役場の裏で焼いて、警察署には、全部焼却したと虚偽の報告をし、その夜のうちに兵事書類を役場のリヤカーに積み込んで、家に運んだんです」（吉田敏浩著『赤紙と徴兵』）。

長野県北安曇郡社村（現、大町市社）の兵事係をつとめた大日向さんの長男によれば、生前には、父親が役場の書記をしていたことは話したが、兵事係をしていたことは話さなかったという。亡くなったあと遺品の整理のために土蔵に入って古い文書を見ていったら、筆筒の奥から兵事文書がでてきた。父親は、「さわるな」、「魂がねむっている」と言っていて、土蔵に入ることを許さなかったという。土蔵に60年以上にわたって保存されていた文書が、10年ほど前に公開された。大日向さんが、焼却命令に背いてまで、これらの文書を家族にも内緒でなぜ匿っていたのだろうか。200冊にも及ぶ大量の文書をのこしたということは、戦時下の村人の命に係わる業務に携わってきた者として、召集されて行った多くの村人のことを考えて、あえて後世に伝えようとしたのではないか。

長野県下伊那郡阿智村にのこる戦時下のポスターは、会地村（当時）の村長が自ら収集し、自宅で保管していたものだ。焼却処分を実行せず、手元にあったポスターの一部を、油紙で包んで自宅土蔵の天井の梁の裏に隠し続けてきた。戦時中、自らの長男をはじめ、多くの村民を満洲に送り出し、帰らぬ人とさせてしまった村長は、三男に対して「平和な

時が来たら、後世の人にポスターのことを伝えなさい」と述べたという。戦争で亡くなった人の形見として守ることを自らの責務とし、将来に伝えていくことを望んだからにちがいない。そして、息子と孫に受け継がれて、今日までのこされてきているのだ。

このときの人びとの文書保存に対する気構えは、今の私たちに、地域にとって重要な記録をのこし、伝えていくことがいかにたいせつかということを教えてくれている。

私のために、地域のために、文書をのこし、伝えていく。ただのこすためだけでなく、活かしていくことが求められる。文書の何を、何のために、誰のためにのこしていくのかということだ。

そして、自分の住んでいる自治体に、文書館を何らかのかたちで立ち上げていくことが、私たちに課せられた大きな課題である。文書を収集し、保存し、調査研究して、利用するために、文書館をつくるには、条例をつくり、場所を確保し、職員を配置していくことが求められる。

研修B 質疑記録

竹内啓（札幌市山の手図書館）：松本市文書館に視察に行った。永年文書が30年保存になったということで、鎌田書庫は、中間書庫構想の中に入っているのか。現用・非現用文書がシームレスな目録となっているのか。また、現用文書の書庫が隣接しているとワンストップサービス、つまり文書館で情報公開ということが考えられると思うが、そのような構想はあるのか。

小松：中間書庫については、文書館が今の場所に5年前に新築になり、当初から構想があって去年の10月に鎌田書庫を新築し、4カ所に分散していた現用文書を集めた。そういう意味では中間書庫である。永年文書も一部

入っている。文書館の中にある中間庫は、地域史料を燻蒸・埃払いをしたものを納めて整理を待っている場所。現用・非現用の目録については、非現用も含めて一括して行政管理課法制担当で作成した一覧表があり、文書館も持っている。それを選別しなければならない。情報公開については、今のところ文書館でということは、市の中では考えていない。文書館に入っているものは、情報公開の対象外ということは、今も変わっていない。

神田泰孝（丸亀市議会）：アーカイブズとして残すだけでなく、使っていく、利用していくということで、使いやすい環境にしていくなさと感じている。現物を残しつつ、デジタルアーカイブズとして使いやすくしていくために、統一規格などがないと使い勝手がわるいと思うが、それについてどう考えているか教えてほしい。

小松：松本市では決裁文書を含めて今のところ文書管理規程の中では一切規定はなく、これからデジタル化していくという方向でもない。今後、歴史資料として重要な文書も含めて、公文書をデジタル化していくという場合に、統一的にどういうふうにしていったらいいか、という検討もしていない。他の自治体などではしまっている電子決裁を含めて、どういう形で残していくのか、紙か電子か、そういうことを含めてまだ手が着かない状態。

大西愛（大阪大学出版会）：安曇野市文書館を見学したが、一番感動したのは小学校の記録が保存されていたこと。開智学校が国宝になるなど、長野県は教育県だから当然だと思った。大阪府公文書館にいた時から、なぜ学校の資料が保存されないのかという疑問があった。大阪府は知事部局に属しており、学校の記録は教育委員会であるため、教育委員会には知事の意向が反映されない。なぜアーカイブズの思想が一般に広まらないか、人生で誰もが通る学校の資料が文書館に入らないと、人々の関心は得られない。他の地域でも教育

系の資料を移管していくことを考えなければならぬと思うので、助言をいただきたい。

小松：安曇野市文書館は教育委員会所属で、教育長の指示のもとに市内の学校の資料を収集していることが大きい。全国の中でも特色のある事例だと思う。保存場所は文書館ではなくてもいいが、たとえば開智学校であれば中央図書館に7万冊収蔵されている。そうしないと学校が合併などで廃校になって、文書が廃棄されてしまう。松本市でも4校が合併して、廃校になった1校に各校区別してすべて残してあるが、利用という点では問題がある。秋田県では学校の文集などを保存しているが、個人情報ということで利用できないという例もある。全国の文書館は教育委員会所属の例が多いので、そういうところで積極的に教育資料を、どこでどのように保存するか、廃棄などが決まったものをどのように残していくか、ということを考えることが大きな課題だと思う。

（司会・記録：大仙市アーカイブズ 蓮沼素子）

研修C

戦後社会運動のアーカイブズとして
—立教大学共生社会研究センターの経験と課題—
立教大学共生社会研究センター・アーキビスト

平野 泉

1. はじめに

立教大学共生社会研究センター（以下、「センター」）は、「国内外における多様な市民の社会活動に関する資料を収集整理、保存、公開し、それに基づく実証研究を通じて、持続可能な共生社会の実現に資すること」（センター規則第2条）を目的として2010年4月に設立された収集アーカイブズ機関である。本報告では、センターの活動を紹介するとともに、所蔵資料の活用と資料の収集についてセンターが抱える課題を参加者と共有し、議論の素材とすることを目指す。

2. センターについて

センター設立の契機は、2009年3月に埼玉大学・立教大学間で成立した覚書である。この覚書では、1997年から住民・市民運動の資料を収集・公開してきた埼玉大学共生社会教育研究センターのコレクションを両大学で共同所有・管理することが確認され、立教大学側の受け皿としてセンターが設置されたのである。

運営に関する意思決定は大学教員からなる運営委員会、日々の実務は報告者を含むスタッフ2名、そして資料整理は主として大学院生のリサーチ・アシスタントが行っている。

所蔵資料（書架延長約1.3km）は大きく二つに分かれる。一つは国内外の団体・個人が発行した様々な逐次刊行物（機関誌・「ミニコミ」）約27万点のコレクションで、「住民図書館」（1976～2001年）、「アジア太平洋資料センター」（1973年～）という2つの市民団体から受贈したものである。もう一つは、日本の住民・市民運動体および運動に深く関わった個人のアーカイブズ約40群ほどである。

開館時間は月～金曜日の10-12時、13-16時で、スタッフが少ないため事前予約制としている。利用者数は開館からの年平均で242名とまだまだ少ない。

3. 10周年を迎えて一成果と課題

この10年の成果としては、2015年に学内移転し、図書館として使用されていた建物内にスペースを確保したこと、リサーチ・アシスタントの活躍により未整理資料の整理・公開が進んだことがある。一方、オンラインでの情報提供やデジタル記録の受け入れへの取り組みは遅れている。また、活用・収集の面では一定の成果を挙げたが、課題も抱えている。

4. 資料の活用—やれることから、少しずつ

大学内の「研究センター」として、開設当初から研究・教育利用に軸足を置いて活動し

てきたため、徐々に研究者のネットワークには織り込まれてきた。学内の教育プログラムとの連携も少しずつ進めており、学内で授業を担当するほか、史学科や教育学科等のゼミとの連携や、資料と使った出前授業なども行っている。

一般向けには、講演会やセミナーを年1～2回開催している。展示施設はないので、学外機関から依頼があれば積極的に貸し出すようにしている。少し変わった試みとしては、昨年秋から、ギターと歌が上手な宗教人類学者とのコラボで3回開催しているワークショップ「ビラを歌おう！」がある。戦後社会運動のビラを共感的に読み、ビラのメッセージを歌詞にしてみんなで歌うという、とても楽しいイベントである。おそらくアーカイブズ資料にはもっともっとおもしろい使い方があはずで、ぜひ参加者のみなさんのご経験やアイデアをお分けいただきたいと思う。



ワークショップ「ビラで歌おう！」の様子（2019年8月3日）

5. 資料の収集—「ドキュメンテーション戦略」（Documentation Strategy：以下DS）再考

5-1. 受動的収集への疑問

もう一つの課題が資料収集である。センターは2011年に「資料受け入れ暫定運用方針」を定め、「市民運動等当事者がその活動にあたり作成・収受・蓄積した資料を当事者自身からの直接寄贈により受け入れることを原則」とした。しかし、この方針は当事者か

らの寄贈打診をあてにした受動的なもので、戦後社会運動資料の散逸を嘆く声に接するたび「これでいいのか?」と感じてきた。そうした中、センターで所蔵する「ベトナムに平和を! 市民連合(ベ平連)」(1965~1974年)関連資料の利用者でもある研究者らが、2013年に「地域ベ平連研究会」を立ち上げ、全国各地の「ベ平連運動について、資料を集め、聞き取り調査を行い、分析を進め」ることになった(同研究会ウェブサイト <https://chiikibeheiren.jimdo.com/>)。

彼らの活動が、各地に眠る「ベ平連」的な活動に関する資料の「発見」につながっている。そこで、そうした資料の保存に積極的・体系的に取り組むための手がかりとして、1980年代後半にアメリカで提唱されたDSを再考してみることにしたい。



S01 吉川勇一氏旧蔵「ベ平連」運動関連資料書架

5-2. DSとは

DSとは、「持続的な社会課題や活動、あるいは地理的領域に関するドキュメンテーションを確実にするために策定された計画」(Samuels 1986: 115)で、提唱の背景となったのはアメリカ社会の情報化・複雑化である。人々の多様な活動と記録が組織の枠を超えて複雑に相互作用する時代になったにもかかわらず、アメリカのアーカイブズ機関はそれぞれ孤立した形で評価・選別(収集)を行っており、収集の重なりや競争、保存状況の不均等といった事態が生じていた。DSが主張し

たのは、現代社会をよりよく記録するために、アーキビストが記録作成者、利用者、資源配分者らと力を合わせ、組織と記録のありようを詳細に分析し、分析に基づく計画を立てて実施していくことであった。DSは、ある特定の持続的なトピックをドキュメントするために、作成されるべき記録の作成を促進し、保存すべき記録の保存を確実にするための分析と行動の枠組であり、たんなる収集プロジェクトとは区別される。DS提唱者が目指したのは、多様な主体の協働、そして「分析をアドボカシーにつなげる」(Hackman 2009: 457) ことにより、組織アーカイブズの設置を助け、収集アーカイブズを支え、社会全体としてよりよい記録を作成・保存していくことであった。

残念ながら、DSの成功例は米国物理学協会(Warnow-Blewett et al. 2001)やLGBTコミュニティ(Malkmus 2008)での試みなどに限られ、地域公文書館での実践もほとんど失敗に終わった。失敗の要因は、機関のゴールや優先事項とDSとの衝突、DSに取り組むための資源不足、DSとして取り組むべきトピックの選定や定義の困難さ、などであったという。とはいえ失敗した例でも、アーキビスト間の連携・協力関係の深化、収集方針策定・コレクション分析等「やるべきだができていなかった」作業を行えたこと、多様な主体との協力からの学び、そして広報・アウトリーチに効果があったこと、などが報告されている(Ericson 1997)。成功のカギとして挙げられるのが、事前の入念な準備、拠点となる機関の力量とコミットメント、利用可能な資源とのバランスに配慮した長期的・持続的取り組みである。とくに21世紀以降は、ITの活用、そしてマイノリティや社会運動などで当事者が記録保存に主体的に取り組む場合には成功の可能性が高いとの指摘もある(Malkmus 2008: 408)。

では、「地域ベ平連研究会」が地域で出会

う資料についてはどうだろうか。おそらく、各地域の「ベ平連」的な動きに関する過去の記録を、全国のアーキビストが力を合わせて収集するのであれば、それは「収集プロジェクト」であり、DSではないことになる。DSは持続的なトピックについて、未来に向けて取り組んでいくものだからである。したがって「ベ平連」に関してDSを行おうとするなら、例えば「ベ平連」と関わり、今も地域で活動する人々が共有する市民運動の「水脈」のようなものに着目した、現在から未来へ向かうトピック設定がカギとなるだろう。

6. おわりに

公文書などに記録されにくい草の根の人々の記録を社会に確実に社会に開いていくには、当事者・研究者・アーキビストなど多様な主体が記録作成から保存に至るプロセスに参加し、協働することが不可欠である。そして、「ベ平連」のような市民の動きは、行政や企業などの主体にも記録されている可能性があり、そうした主体との協働の回路が開かれなければ、全体としてよい記録を残すことはできない。確かに、アメリカ80年代の状況を背景として生まれたDSが、21世紀の日本でそのまま使えるわけではない。しかし、組織的活動と記録をめぐる分析・思考・協働のための枠組みとしての価値は、まだ失われてはいないとも考えることもできるのではないだろうか。

【参考文献】

Ericson, Timothy L. 1997.

“To Approximate June Pasture”: The Documentation Strategy in the Real World. *Archival Issues* 22 (1): 5-20.

<http://digital.library.wisc.edu/1793/45822>

Hackman, Larry. 2009.

The Origins of Documentation Strategies in Context: Recollections and Reflections. *The*

American Archivist 72 (2): 436-459.

<https://doi.org/10.17723/aarc.72.2.g401052h82h12pm3>

Malkmus, Doris J. 2008.

Documentation Strategy: Mastodon or Retro-Success? *The American Archivist* 71(2): 384-409.

<https://doi.org/10.17723/aarc.71.2.v63t471576057107>

Samuels, Helen Willa. 1986. Who Controls the Past. *The American Archivist* 49(2):109-124.

<https://doi.org/10.17723/aarc.49.2.t76m2130txw40746>

Warnow-Blewett, Joan, Joel Genuth, and Spencer R. Weart. 2001. *AIP Study of Multi-Institutional Collaborations: Final Report Highlights and Project Documentations*, available online at

<https://history.aip.org/history/pubs/collabs/highlights.html>

*本文中も含め、URLはすべて2019-12-04最終確認。

研修C 質疑記録

青木睦 (国文学研究資料館) : 地域に力を与えてくれる報告であったと思うが、DSの訳語として「戦略」という軍事用語を用いることは相応しくないのではないかと。例えば「計略」はどうだろうか。ベ平連について扱ったわけでもあるし、DSについてこれから参加者が学習する際に平和な言葉を用いて欲しい。
報告者 : ご指摘はもっともで、同じような観点からアーカイバル・ヘゲモニー (「覇権」という言い方にも違和感がある。報告に際して、「ドキュメンテーション・ストラテジー」表現する方法もあったが、これまでの訳語にならなかった。少し考えてみたい。

佐藤崇範 (琉球大学) : 「おわりに」指摘されたように、DSが分析・思考・協働のための枠組として評価を失っていないとなると、ア

メリカでの次のステップとしてどのような動向があるかを紹介してもらいたい。

報告者：報告でふれたアメリカの物理学に関するプロジェクト（AIT）は一貫して成功していると言える。これは、20世紀の物理学をドキュメントするために開始され、重鎮がやる気になり、資金・アーキビストを含むスタッフも配置され、現在もアメリカ全土で戦前・戦後の巨大プロジェクトのコレクション収集に取り組んでいる。その過程で大学アーカイブズの設立につながったこともある。各プロジェクトの記録を分析して残すべき部分を見定めて的確にアプローチしており、またDSの方針に関する議論も記録化しウェブサイトで公表されて事後の検証が可能となっている。現在は、LGBT、移民問題のプロジェクトでウェブ上にポータルが構築される場合があるが、なお、成功例は少ない状態といえる。

毛塚万里（記録資料研究所）：産業や特定分野の記録など地域資料ではなくても学協会が所在情報等を把握しておけば、DSは災害への備えといった側面も持ちうるのではないか。こうした観点から学協会の役割などについて意見があればお聞きしたい。

報告者：所在調査は確実に必要となる。災害からは少し離れてしまうが、DSという言葉自体を初めて用いたのはアメリカ全土の女性アーカイブズの悉皆調査した人がアンドレア・ヒンディングであって、探すというプロセスのなかでアーキビストが気付いていなかった、埋もれていた資料を次々に発掘していった。プロジェクトに関わる者が互いに持っているもの、いないものを確認しあいながら、特定の地域・分野の資料に取り組むことが重要で、これが史料ネットの動きとも連携すれば災害との絡みでも得るところはあると思われる。

（司会・記録：尼崎市立地域研究史料館
松岡弘之）

研修D

市町村の公文書管理 ―アーキビストの前方進出の視点から―

藤沢市文書館
櫛原 直樹

はじめに

現用文書の管理はレコードマネージャー、非現用文書の管理はアーキビストの仕事とされるが、大多数の市町村公文書管理においては、そもそもそのどちらも存在しない。市町村の諸活動を現在及び将来の住民に説明する責務を全うしうる公文書管理について、多くの課題が存在する。アーカイブズ職員として現用文書管理に携わってきた経験をもとに、アーキビストが現用文書への関与を深める：アーキビストの前方進出（※）という視点から専門職の在り方についても考えたい。

（※参考 後藤仁「文書管理法について」広文協通信第15号）

1. 何故、現用文書の管理が重要なのか

公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として」「主権者である国民が主体的に利用しうるもの」という公文書管理法第1条の趣旨は、自治体の公文書管理条例に受け継がれている。

藤沢市公文書管理条例も第1条で「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」という目的は明記されており、第5条で「廃棄するものとした行政文書のうち、市政の重要事項に関わり、市の活動や歴史を検証する重要な資料であるものを重要行政文書として引き続き保存する」と規定され、これらは、各自治体条例に共通している。

一方で、公文書館法の第2条では「この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用

のものを除く)をいう。」と規定されており、この定義からは、アーカイブズが現用文書に関わらないこと、あるいはアーカイブズが現用文書に関わることを拒む要件になるのではないかと思われ、課題の一つだと考える。

廃棄となる現用文書から評価選別により歴史公文書(非現用文書)を保存管理するのが一般的で、すなわち現用文書のあり方そのものがアーカイブズの質を決定する。また現用文書管理は総務・情報部門等の課が主管しておりアーカイブズが現用文書管理に関与する例は少ない。アーカイブズを豊かなものにするには、そもそも現用文書が豊かでなければ実現できない。個々の文書の内容だけでなく、総体としての現用文書群が適切に管理されていることが重要である。

2. レコードマネージャーとアーキビスト

公文書管理法案に対する参議院の附帯決議で「専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。」とされた。また、公文書管理法制定の前提となった国の有識者会議の最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今、国家事業として取り組む～」においては、具体的にレコードマネージャーとアーキビストの必要性が繰り返しうたわれている。

レコードマネージャーとは何か。小谷允志氏は、文書管理専門職(レコードマネージャー)の役割・機能を次のように挙げている。①文書管理方針の策定 ②文書管理規則の策定(分類体系・文書保存期間等のルール作り) ③重要文書・機密文書の保護方針・規則の作成 ④電子文書(電子メール含む)管理規則の作成 ⑤各課(室)文書管理担当者の教育及び支援 ⑥全庁(社)職員の文書管理教育 ⑦文書のライフサイクル管理の推進(作成→活用→保存→処分) ⑧部門内書庫(中間書庫含む)の管理 ⑨国立公文書館等アーカイブズ機関への移管促進 ⑩安全な文書廃

棄の実施 ⑪関連部門との連携のためのコーディネート(IT担当・法務担当) ⑫文書管理実施状況の監査及び報告書作成(小谷允志『文書と記録のはざまで―最良の文書・記録管理を求めて』から)

これらの多岐にわたる役割・機能を、高いスキルを備えてこなす職員が市町村公文書管理の現場に専門職として存在するだろうか。

アーキビストについては、日本アーカイブズ学会登録アーキビストや国立公文書館による「アーキビストの職務基準書」に基づくアーキビスト認証制度創設への取り組みなどがあり、新しい資格制度が、現場において真に専門職として活躍できる環境につながるということが求められる。

3. 文書作成のルール

公文書管理法第4条に「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう(略)文書を作成しなければならない。」とし、具体例も規定している。

相模原市公文書管理条例第5条にも同様の規定がされているが、こちらは「文書が適切に作成されるようにするため、公文書の作成に関する指針を定めるものとする。」と規定されている。他の自治体条例でも作成すべき文書は、規則・規程・指針(ガイドライン)等で定める場合が多い。

国では、公文書管理法施行令別表で具体的な文書名と保存期間を規定しており、さらにガイドライン別表第1で行政文書の保存期間基準を規定し具体例を例示し、ガイドライン解説集では、Q&A形式で規定の趣旨を詳しく解説するなど職員がどのような文書を作成しなければいけないか丁寧に示している。

相模原市・大阪市・札幌市などでは条例で規定した指針等で基本的な考え方、特に作成が必要な公文書、文書を作成する必要がある「事案が軽微なもの」、留意事項、書式の例

示や「市政運営に対する市民の信頼の確保を図る」というコンプライアンス確保のための公文書管理制度の整備という視点などが示されている。いずれにしても職員にとって分かりやすく、職員個人の差異がなくなるような作成基準、それを実現していく指導が必要である。

4. 職員の意識改革と資質向上

F市の平成30年度職員意識調査において、「公文書管理条例及び同施行規則が、平成29年度4月1日から施行されたことを知っていますか？」という問いに対して25.5%の職員が知らないと回答した（回答人数2,930人）。公文書管理条例を制定施行したものの職員への浸透が図られておらず、公文書管理に関する意識の低さが示されている。

法令・例規等の制度があってもそれだけでは職員の意識は変わらない。制度の中身を浸透させ根付かせることが重要であり、そのためには、職員に対する個別の指導、体系的な研修が必要である。研修対象としてのキーパーソンは、各課の文書リーダー（文書取扱主任、ファイル担当者など）であると考え、藤沢市では、平成23～27年度に各課の文書管理担当者に実務面の手順確認及び指導から文書作成や管理の重要性を認識してもらい、国の法整備状況や藤沢市の制度整備の必要性についても理解してもらうよう庁内職員研修を実施した。

尼崎市では、新規採用職員研修の一部で「尼崎市の歴史」という研修を尼崎市立地域研究史料館が行っており、その中で地域研究史料館の役割紹介を通して公文書管理についての話をを行っている。それは単に業務の説明をするのではなく、何のためにその業務が重要なのか、市民の行政への信頼性確保のために必要なことを伝えるものとなっており、アーカイブズ職員が市役所職員に対してその存在感を示すことはとても重要である。

5. ライフサイクル全体を通した一元的な文書管理～アーキビストの前方進出

藤沢市で現用文書の管理に携わる中で、そこに関わる専門職としての役割と必要性について感じてきたことを考えたい。

文書管理に利用するファイリングシステムは業務の構造に応じて文書の整理ができる便利な仕組みで、本来は文書を捨てるためのシステムだが、総体としての現用文書管理はもちろん、重要行政文書の評価選別にも有効である。

文書管理システムは、データとして全体を一元的に管理することができ、さまざまなデータ処理を行うことで適切な文書管理を実現できる。また全庁全課のすべての文書作成状況を把握することができる。

条例などにより国と同様にレコードスケジュール制度を導入したのであれば、移管に向けた評価選別基準についての職員の理解に対してなど、専門職のサポートが必要である。

藤沢市の場合、3年保存以上のすべての前年度文書を年度末までに文書館に引継しており、各課のフォルダ・文書の作成状況がリアルに把握できる。不適切なフォルダ名など、その場で改善指導のアドバイスもできる。引継した文書は、文書館書庫において集中管理することで、文書の散逸、紛失などを防ぐことができる。

書庫内の文書は、各課の職員が自由に閲覧利用できるが、文書の紛失等の事故が起こらないように、閲覧持出手続きに注意が必要である。とりわけ持出後の文書の確実な返却管理に神経を使う。長い保存期間中に組織改正もよく行われ、その都度フォルダの移管処理（該当フォルダの所管替え）も確実に行わなければならない。

文書引継によって文書館が文書保存主管課となり、アーカイブズが現用文書の廃棄管理をしている。保存期間満了を迎える文書について、現課への廃棄照会を行い、廃棄照会結

果に基づき、必要な保存期間の変更・延長処理を行っている。現課からの期間変更・延長回答に対してもその内容をチェックすることができる。廃棄照会が終わったのちに、廃棄が決定した文書から重要行政文書（歴史公文書）の評価選別を行い、残すべき文書を抜き取り、文書保存箱に別に格納している。

藤沢市では平成13年度に文書管理システムを導入して以来、2回のシステムリプレイスを行い、そのいずれの更新プロジェクトにも参加し、現行システムの運用保守定例会議にも出席している。システムの主管課ではないが、文書保存主管課としてさまざまな機能や使い勝手について現場から発信し情報共有を図ることが重要である。

書庫の現場では職員にストレスなく行政文書を利活用し、業務に寄与してもらえることが大事である。所管の違いによる壁はどのような組織でも大きい。専門職員として業務運営管理をするマネジメント能力や、全庁全課を相手にさまざまな調整を要するコーディネート能力が必要である。

終わりに

現用文書・非現用文書の区分は、職員（行政）の都合であり、市民にとってその違いに意味はあるのだろうか。平成26年8月、藤沢市公文書等管理に関する有識者会議は、市長に「藤沢市の公文書等管理のあり方に関する提言」を行い、公文書等のライフサイクル全体を視野に入れた一元的な文書管理の新たな考え方として「現用文書・非現用文書概念の融合～行政の都合からではなく、市民共有の知的資源としての文書管理～」を示し、「行政にとって必要か不要か、重要か否かという視点による現用・非現用の区分を廃し、現在及び将来にわたって市民の知的共有資源として重要な公文書等を、適切に保存管理すること」とした。

藤沢市ではこの現用・非現用の融合という

提言は実現しなかったが、市民の知的共有資源としての公文書を真に市民主体で考えるのであれば、現用・非現用という区分にとらわれずトータルな公文書管理を一元的に行う必要があるのではないだろうか。

どのような制度であっても、それを生かすことができるのは人であり、生かすことができないのも人である。だからこそ公文書管理の現場で専門職は、多くの職員に不断の働きかけをしていくことが必要である。

（文中で法令例規名について一部略称を用いた。）

研修D 質疑記録

村本和宏（西宮市役所情報公開課） 西宮市では2年後を目途に公文書館の機能を持つ施設の充実に取り組んでおり、これから公文書管理制度について職員に啓蒙を図っていくところである。藤沢市でも今の制度を軌道にのせるにはさまざまな苦労があったと察するが、幹部職員、現場職員に制度を理解してもらうにあたってご苦労を克服したエピソードがあれば知りたい。

報告者 なかなか克服できなかった点に現在の問題があり、残念なところではある。（制度の理解を求めるにあたっては）マネジメントやコーディネート能力が必要だと痛感している。仕事に真摯に向き合う中で、それを見てくれる同僚や管理職が、数は少なくてもいるということが救いだっただ。ご質問に対して具体的にこういう成果があったと挙げることができなくて申し訳ない。

針谷武志（別府大学） 前方進出の具体的事例としては3年保存以上のものが文書館に引き継がれる点が大きいと聞いた。多くの公文書館で既に、現用を公文書館に移している事例はある。移動でなく引継ぎであるということは、たとえば情報公開の実務は公文書館が

関わるのか。普通は所管課が情報公開にあたると思うが。

報告者 文書館は情報公開には携わらない。情報公開は同じ課の情報公開センターが所管していて、文書に関しては現課が公開の可否を判断する。

小川千代子（国際資料研究所） 興味深いお話をありがとうございました。質問が2点ある。藤沢市行政文書取扱規程6条2項の6番に文書取扱主任の事務として「電子署名を行うこと」とあるが、電子署名は特定の人しかできないということがシステムに組み込まれているのか、こういう署名はどの職員もできないとまずいのでは、という素朴な疑問からの質問が1点。もうちょっと専門的な内容としては、「ライフサイクル全体を通した一元的文書管理」のなかで「組織改正に伴うフォルダの移管処理」とあるが、組織改正そのものの記録はの場合どこでどのように連動して記録されているのかということが2点目。

報告者 1点目の質問、電子署名を行うことについて、文書取扱主任の役割として規定されているが実施されていない、そういう機会がないのが現状である。いずれ機会がめぐってくるのかわからないが、文書管理システムを導入した時点でこの規定が盛り込まれたものの、実際には機能していない。

2点目、組織改正そのものの記録は、たとえば行政総務課などが、組織改正に伴う規則改正（条例改正などはほとんどないけれども）などを議会への報告事項として挙げているので、それらの記録を引継文書として、条例規則の制定改正に係る文書：永年文書という形で管理している。ただそれを年代を追って都度都度把握しているかという点、そうではない。引継目録は、文書が引継ぎされた時点の課の名前で引継ぎされる。課の職員が文書を探す時には、自分の課がかつて何という名称だったか、その目録に付いている組織表に基づいて探していく。自分の課のことであれば

おおよそはつかめるのだが 歴史を一覧表ですぐわかるようなことまではしていない。

小川 一応私も藤沢市民なので、この点について市民として今後の改善を願う。

報告者 現用文書の目録はHP上ですべて公開しており、組織名で検索できないといけなが、現状では、何10年か前にこの名前の課があったのに、それが目録に載っていないじゃないかということは確かにあるので、改善の余地はあると思う。

（司会・記録：（公財）沖縄県文化振興会

豊見山和美）

研修E

地域資料の危機管理 ―長野県における史誌編纂事業との関わり―

長野県立歴史館

村石 正行

はじめに

「21世紀の史料保存と利用」という共通テーマで全史料協長野大会が開催されて18年。地域資料を取り巻く環境はいま大激変している。最近横田冬彦氏は2000年代を取り巻く「史料」問題と「地域史」研究における危機を四つにまとめた。このなかで、まず資料存在そのものの危機をあげる。長野県ではこの10年のなかで長野県北部地震、神代断層地震が発生した。そして令和元年10月、台風19号による豪雨災害は千曲川流域に甚大な被害をもたらした。このような大規模災害はもはやいつどこで発生してもおかしくないことの証左である。

いっぽう、文化財にとって「平時」の災害というべき古文書散逸の歯止めもかからない。歯止めとなっていた所蔵者および地域社会の「伝来史料への関心」が失われているといえる。また地域史料への目配りの効く番人（郷土史家・地域史研究者）の高齢化や物故も要因である。

例えば県内でもこんな事例があった。地域住民により整理・目録化され自治体誌に掲載されている史料が売られているという通報が県史料協事務局にあった。自治体誌の整理袋のまま売られていたのである。これに類する事例は全国でも数多いものと思われる。

若い研究者世代に対する危機感も横田氏は表明する。2000年代の研究環境の変化、とくに資料のデジタル化の功罪を挙げ、デジタル化により写真や活字が居ながらにして活用できるメリットに対して、地域史料の整理・目録化の作業過程（＝「史料」の生産）が「史料」を研究に利・活用（＝「史料」の消費）する「若い研究世代」へ継承されていないことへの危惧を述べる。

それだけではない。都市部（都会）に対し地方（田舎）の慢性的な課題として、研究者の裾野の衰退、長野県でも信濃史学会をはじめ地域史研究団体の高齢化・会員減少があげられる。解散の危機はどの団体も直面する課題である。今回の研修会では、地域資料の直面する「平時の危機」に対し、どのような処方箋があるかを考えるための思索的なレポートをおこなった。限られた誌面であるが当日の報告の趣旨をまとめる。

1 長野県における史誌編纂とその担い手

井上聡氏がいみじくも「かつて自治体史編纂が華やかなりし頃であれば、これに院生が多く動員され、そこで否応なくテキストを編纂するという経験を積むことができた・・・研究者が研究資源の生成に関わった経験が乏しくなればなるほど、結果として研究そのものも縮小再生産を迫る」と述べている。横田氏のいう、史料の「生産」と「消費」の不均衡への危機感である。

今回の大会で話題になったのは、長野県がなぜ市町村レベルでの公文書館数が突出しているか、という点である。様々な要因があるが、筆者は基本的に長野県では、戦前・戦後

の『信濃史料』・『長野県史』の編纂事業の担い手を多くの地域の教員が担っていたこと、その手法が自治体誌編纂および史料収集、あるいは信濃史学会を中心とした文書館設立要望のうねりなどへとつながっていったとみる。当県では「史料収集の下地」がずいぶんと鍛えられてきたことは想像に難くないと考えている。

ここで注目したいのはジャーナリスト栗岩英治による史料に対する向き合い方である。栗岩は系譜的には明治から昭和初期におけるアカデミズム歴史学に対置する史学の一つのジャンル「史論」家、竹越与三郎、山路愛山、徳富蘇峰、内藤湖南の系譜につながる。栗岩は昭和4年に県史編纂委員に任命された。県民にわかりやすい県史を作る、そのためにはまず確実な史料を収集すべきとして、県内外に史料採訪に動き出す。

栗岩は若手教師を育てた。昭和5～13年まで長野県学務課が信濃教育会と共催した「信濃講座」で「歴史の部」を栗岩が講じた。夏休みの一週間の巡検旅行で、神社仏閣を始めとする史跡を選んで臨地講演・指導を行い、同時に史料採集・撮影も行う。教員のほか師範学校学生ら約50名が参加した。現地をくまなく歩き、その地形・環境のなかで地域資料を読み込むスタイルを私たちは「草鞋史学」と呼ぶ。飯田の市村咸人は「受講者はいはゆる土地に書いてある歴史を読む修練ができ、その間に採り得た古文書・古記録・古美術・金石文また写真の類は山積した。要するにこの連続して行はれた夏期講座の御陰で信濃史料の蒐集はほぼ完了の域に達し、またこの間に養成せられた新郷土史家も少くなかった」（『酔古栗岩君の回憶』『信濃』昭和21年10月号）と述べ、市村を含めこのなかで学んだ教員や学生が戦後、地域史研究の担い手へとなっていた。

昭和21年の栗岩没後、編集助手であった米山一政は栗岩により残された史料を東京大学

史料編纂所長坂本太郎のもとへ持参し、県史編纂の監修を求めた。坂本は信濃史学会会長の一志茂樹に相談、一志は現状の史料だけでは足りないことから、あらたに刊行会を組織しスタートする。長野県・同教育委員会・信濃教育会・長野県議会・長野県市町村会によって第二次信濃史料刊行会の再組織をおこなった。編纂主任には一志茂樹、監修者に東京大学史料編纂所坂本太郎、同大学教授宝月圭吾、国学院大学教授大場磐雄、顧問に徳川林政史研究所長所三男が就任した。注目すべきは、県内の教員が内地留学生として派遣され、東京大学史料編纂所・徳川林政史研究所に日参し、史料収集および編纂にあたったことである。実地に史料編纂の術を学ばせて育てる栗岩イズムが受け継がれていた。かくして全30巻(31冊)の一大史料集『信濃史料』となって誕生した。『信濃史料』刊行後、『新編信濃史料叢書』(～昭和54年)のほか『長野県史』(～平成4年)、『長野県教育史』(～昭和57年)、『長野県政史』(～昭和47年)など修史事業は継続された。その編纂の中心は『信濃史料』編纂に携わった教員(元職含む)や地域史研究者を中心としていた。また彼らは長野県の各地域で郷土史研究団体を次々と設立し、その核となっていった。「地域史料」に目配りできる人材が輩出する土壌が醸成されたといえる。

『信濃史料』刊行直後から1970～90年代の基礎自治体誌の刊行が相次ぎ、その担い手となった。さらには「地字誌」も作成されていった。信濃史学会会長の一志茂樹の信濃史学会を中心に昭和40年代にはすでに県立文書館の設立の請願がおこなわれるなど、全国に先駆けたアーカイブへの気運が高まった。昭和50年代には地方史研究全国大会を信濃史学会が主催する。長野県の歴史研究者は地方史研究で重要な役割を果たすこととなった。いずれも戦前から継続された修史事業のなかで培われ継承されてきたものといえる。

平成6年、公文書館機能も有する複合施設

として長野県立歴史館が誕生した。栗岩以来の修史事業にかかわる膨大な収集資料が信濃毎日新聞社より一括寄贈されたことも当館の性格を物語るものである。

2 史料散逸に対する危機感

栗岩は地域資料に対する危機感も述べる。

「戸隠神社の中社事務所がすべて灰燼に皈し去つた。何でも午前七時前後から一時間内外の事であつたといふ事である。言葉も出ない程の遺憾である。戸隠神社の宝物は皆中社に蔵せられてゐた。国宝の五輪塔入れの法華経残寒を始めとして、鎌倉末の法華経板木、長禄補綴の顕光寺流記はじめ社宝は皆助かつたといへば、せめてもの喜びであるが、しかし久山家関係の古文書は、長持に三つ四つあつたが悉く焼けてしまつたらしい(中略)博物館が出来たら、それに委託するのが一番安全な道であろう」と。私たちは地域資料の現地保管の原則を大切にしている。しかしいっぽうで「今日の時点にたってみると、その頃に存在が確認された資料のうち三分の一近くが所在不明となっているという現実がある。はたして現地保存原則」は、所蔵者の代替わりや地域社会＝「環境」の激変を予測し得ていたのか。むしろ、寄贈・寄託に関わらずモノそのものは博物館など公共的な施設がその保存を担当することを基本原則とすべきだったのでは、という横田氏の危機感こそが共有されるべきではないか。社会情勢の変化でそれまで「個」や「家」で管理できた史料が、代替わりや無相続、無関心によって散逸しているのが現状。しかも以前はこうした史料の価値を地域の郷土史家などが目配りできていた。また長野県の中心的地域史研究団体である「信濃」会員数は往時の半分以上となっており、多くを占めていた教員会員も激減した。かつては地域資料に沈潜したこうした研究者が地域史料の目配りをしてきたのである。

おわりに

平時の災害ともいえる史料流出は複合的な要素が重なって発生しており、解決するための方策は簡単には見出すことはできない。しかし、地域の博物館・資料館・公文書館など日常地域史料と接する職員はまさにこの問題に日夜直面しているのである。

史料散逸に対する特効薬はない。課題解決には「短期的取り組み」と「長期的スパンでの取り組み」を両輪としておこなう必要があるだろう。そのためには関係諸機関との連携を十分にとることが求められる。

短期的には、「散逸史料セーフティネット」づくりができるだろう。まず、散逸史料の情報をデータ化し一覧・共有化する。県史料協ではメルマガを発行し、古書店で売られている長野県の「地方史料」の情報を共有化した。これをもとに当該市町村へ情報を届け、また購入等の働きかけをする。関係する自治体文化財担当者と連絡を取り合うことで、流出史料の情報（指定有無・調査有無・所蔵者情報など）を共有化し、購入の可否を検討してもらうのである。実際に何件も購入成立となっている。また、たとえ当該市町村で受け入れられなくても、地域資料への関心をもっていただける。最後の砦として県立施設の文書館・博物館などが購入を検討すべきである。従って、当面はそのための購入費は増額を要望していく必要がある。しかしこれは短期的処方であり限度がある。

むしろ地域の公文書館はより長期的な展望をもったプランを用意すべきだ。すなわち地域資料の散逸を水際で防ぐための活動である。古文書を学ぶ場の設定、しかもこれからを担う世代へのアプローチが大切である。未整理文書の整理や翻刻活動を、地域の人びとと協同でおこなうことが、地域資料に対する関心を深めることになるだろう。所蔵者とのコンタクトを地道に、そして長期に渡りとり続けることも大切だろう。

地域の未来を展望すると暗い話題が多い。しかし、これから地域に設置され増えていくであろう公文書館は、地域資料の収蔵と公開という点で、地域を守る存在であり未来を語る場ともなりうるはずである。

引用文献

栗岩英治「火災と史料」第二次『信濃』17-5、1941年。

井上聡「研究資源の生成・活用をめぐる」『歴史評論』831、2019年。

横田冬彦「『史料』問題と『地域』史」『日本史研究』678、2019年。

研修E 質疑記録

佐藤大介（東北大学災害科学国際研究所）

東北大学で史料ネットを運営している。長野県でうらやましいと思ったのは、県が旗を振っていることである。史料ネットでは恒久的に資料を保存することが難しいので、最終的に公的史料保存機関の収蔵を考えたいが、公的主体性を発揮する方法について、行政の立場からできる範囲で話してほしい。

報告者 救出した資料をどうするかが問題となる。所蔵者に返却できればよいが、行き先がなくなることが多々あり、県に相談があつて歴史館に寄贈されたものも何件もある。

その前提として、レスキュー活動に携わる職員の公的な保障について、県の対応を是非してほしいと強く言っている。課題も多いので、皆様のお知恵を借りたい。

（現状では）歴史館のホームページ上で「資料を捨てないでください」とアナウンスする程度しかできていないので、県を中心として動けるところを探っていきたい。

武元朱美（京都府立京都学・歴彩館）

昨日の国立公文書館加藤館長の「（公文書も古文書も）首長の理解が大事だ」という話と

もつながるが、(長野県歴史館の取り組みについて県の) 首長部局と教育庁の理解はあったのか。なかったとしても、実績を積むことによって、県組織内部と情報共有が生まれ、連携しながら(施策的な) 循環が起きてくると、全国のモデルケースになるのではないか。

報告者 長野県では今年の7月から「防災ネットワーク」の懇話会を立ち上げたが、その検討段階で今回の台風災害を受けたため、現在進行形のことについてはお話しできない。

先行事例として紹介できるのは、報告でも紹介した千曲市の長野県宝である「松田館」が一昨年全焼した際に、県の教育庁から県内の市町村に対して公文書で災害救済ボランティアを要請した結果、公的な形でべ100名程度の参加を得たということである。このように動きが速かったのは、県の指定文化財であったことが理由だが、(防災ネットワークの検討会では) 文化財の指定・未指定を問わず救済する方法を模索している。

井口和起 (京都学・京都歴彩館顧問)

公務出張でレスキューする仕組みは、東日本大震災の際、全史料協が陸前高田市の支援で取り組んだ。当時全国知事会長だった京都府知事を通じて、内閣や知事等に働きかけた。

災害対策本部ができると県単位で動ける。資料レスキュー活動を求める場合、現地の首長が県知事に要請すれば、全国知事会を動か

して公務出張で全国の自治体から参加できるところまで仕組みを整えた。しかし肝心の陸前高田市長が岩手県知事に要請活動をしなかったのも、そこで止まってしまった。

長野県で教育長が県内市町村関係団体に資料レスキューを要請しているのは、大事なことであり、先進的な取り組みである。公務出張の仕組みを制度化するには、自治体の長の判断が必要なことと、消防などの例から何回も繰り返して行うことが重要と感じた。

笹本正治 (長野県立歴史館長)

(今回の水害に際して) 長野県の実情をお話する。水害被害について県は千曲川流域自治体へのアンケート調査をやったのみで、県のトップは文化財等の保存に熱心ではない。(松田館の火災後) 長野県内の防災ネットワークが必要という諮問に対して、ようやく若手中心の「防災ネットワーク」懇談会を立ち上げた矢先での災害である。

長野県は(資料レスキュー等では) 遅れており、1周遅れのトップを目指している。(全史料協大会を通じて) 全国の先進的な取り組みに学ぶとともに、長野県の特質一地域で学ぶ人々が沢山いるということを踏まえて何ができるかを考えるためにも、長野県の取り組みについてご批判いただければ幸いである。

(司会・記録：新潟市歴史文化課 長谷川 伸)

大会参加記

安曇野大会に参加して

長野県佐久市議会議員

吉岡 徹

はじめに

今回の第45回全国大会は、2018年10月に文書館が開設された長野県安曇野市で開催され

た。大会テーマは「文書館をつくる～市町村が拓くアーカイブズ活動～」であった。

長野県下では現在計12の文書館および同様の機能を有する施設が開設、稼働しているが、私が住んでいる佐久市ではまだ開設されていない。今回は「文書館をつくる」という大会テーマに惹かれ、佐久市でのこれからの開設運動へのヒントを得られればとの思いで参加

させていただいた。

第1日目(11月14日)

①公開公演

「時を貫く記録を活かす」

(国立公文書館館長 加藤 丈夫氏)

加藤先生の講演は、平成から令和への時代の転換期において歴史的文書の保存と活用を担う公文書館の意義と役割の重要性の指摘から説き起こされ、冒頭から引き込まれるものであった。

歴史を学ぶ意義は「我々は何処から来て何処に向かうのか」を探るためにある。そのためには成功経験も失敗経験も余さず文書として記録しておくことが欠かせない。また憲法や法律等の社会の決まり事の成立の過程を適切に保存・公開することで、何か問題が起きたときに国や自治体のガバナンスの検証が可能になる。これは民主主義の基本的なインフラなのである。そしてそうした資料を読み解くことによって我々は歴史を理解し、そこから未来を考える力を養うことができる。さらには特定の史観にとらわれずに検証し、周辺国と歴史認識を共有することで相互理解と友好を深めることができる。

次いで論旨は新しい時代の公文書館の役割に移り、これまでの「記録を残す」ことに重点があった活動を一步前に進め、「記録を活かす」活動へと広げることが求められているとの指摘がなされた。

従来は行政、国民共に公文書が国民の資産であるとの意識は希薄であった。行政には過去の事象を検証して現在の政策立案に活かすという習性がなかった。これからは「行政文書の作成」→「保存」→「公文書館への移管」→「公開」の全段階を通じた統一的管理を整備する中で「過去から未来を見て行動する」習慣を行政も身につけていくが必要になる。それはまさに「記録を活かす」作業である。文書館はそのための利用拡大に向け目録の充実、デジタル化の推進等その機能を拡充

していくべきである。

最後に文書館機能の中核を担うべき人材、とりわけ資料の価値を判断できる資料管理の専門家、アーキビストの育成が急務であることが力説された。アーキビストの職務基準書はすでにできており、年内には公的資格としてのアーキビスト認証制度の基本的な方針をまとめ来年度からでも実施したい、とのことであった。

(すでに周知のことであろうが、この大会後の12月22日の新聞報道によれば、政府は2021年度よりアーキビストの公的な資格認証制度を開始し、計画では2026年度末までに約1,000人の認証を目指す方針を決めたとのこと)

②研修会B「アーカイブズ入門」

(松本市文書館特別専門員 小松 芳郎氏)

アーカイブズとは一般に記録や資料をひとまとめにして保存することを言うが、小松先生はご自分が所属されていた様々な部署で接してこられた文書や資料についてその時々への思いを込めてお話しされた。

まずは学校現場での10年間、次に長野県職員として「長野県史」「長野県政史」「信濃資料」「県内各地の自治体史」等の編纂にワープロとニコンのカメラを駆使して携わった6年間。次いで平成元年から始まった「松本市史」編纂作業とそれに続いた「松本市文書館」設立準備から開設、そして今日までの31年余の経緯について話されました。

こうした約50年に及ぶ豊富な文書との関わりの中で、現在先生が懸念を感じておられることとして次の2点を挙げられた。

①何でもデジタル化すればいいというものではないのではないか。原本こそが大事でありその適正な保存をないがしろにしてはいけない。

②原本は元々あった地域に残すのが基本。所在を移して地域から遊離させるのは極力避けるべきだ。

最後に先生は松本市文書館を開設する際に

発見された以下の事例を紹介して講演を締めくくられた。

昭和20年8月15日の敗戦直後、軍は地方事務所を通じて「機密書類」「統計印刷物」「戦争関係ポスター」等を当該通達書を含めて焼却するよう各自治体に通達を出した。多くの自治体はこれに従い焼却したと思われるが、当時の東筑摩郡今井村役場はこの通達を書類綴りの中に保存していた。軍の動揺と慌てぶりを物語る貴重な資料である。

まさに文書保存の意義を物語る典型的な事例であると感動を覚えた。

第2日目(11月15日)

①研修会D「市町村の文書管理」

(藤沢市文書館 榎原 直樹氏)

「アーキビストの前方進出の視点から」と副題された講演は、藤沢市や相模原市の公文書管理条例等の規定を引きながら「非現用文書」の管理を旨とするアーキビストが前段階文書である「現用文書」への関与が必要になってくる所以についてのお話であった。

一般に公文書を「現用」「非現用」という区分で括っているが、果たしてこの区分けに意味があるのか。この区分けは役所(職員)の都合による区分であって、住民にとっては意味がないものではないか。住民にとって重要なのはその文書が自分たちの知的財産として必要かどうかなのである。

こうした観点から見れば公文書の管理については、文書のライフサイクル全体を通した一元的な文書作成、管理、保存の要否判断についての新たなルールが必要になってきているのではないかと。

すなわち、公文書を行政にとって必要か否かの視点によって現用・非現用に区分するのではなく、現在および将来にわたって住民の知的共有財産として重要かどうかを唯一の判断基準とした新たな分類システムを確立すべきである。この判断作業には文書管理の専門家としてのアーキビストの参加が欠かせない。

こうしてアーキビストは前方進出をして「現用文書」へもかかわることになる。そこで「重要公文書」とされた文書は永久保存される。こうしたルールが各市町村で構築されることが望ましいとの論旨には説得力があった。

②大会テーマ研究会「市民要望としての公文書館設置」

(上田・東御・小県地域史連絡協小平千文氏)

上記地域史連絡協議会は地域史研究を深化発展させることを目的に(具体的事業はまず各自治体に文書館を開設すること)、2005年に2市(上田市・東御市)1町(長和町)1村(青木村)を構成自治体として発足した。活動は住民のみならず行政、議会をも巻き込み、連携して活発に展開されてきた。その結果2018年4月に東御市文書館、2019年4月に長和町文書館、同年9月には上田市文書館がと次々に文書館が開設された。

しかし、その道のりは決して平坦ではなかったことは配布された活動歴を見れば明らかである。上田市文書館を例にとれば協議会設立の2年前、2003年に市内13団体から行政に文書館設置の最初の陳情がなされたのが始まりで、昨年の開設まで実に16年の年月を要している。その間協議会や民間団体による市当局および市議会への陳情はさらに2回、請願1回がなされ、一方議会では延べ11人の議員が一般質問等で文書館問題を取り上げ、その設立を訴えてきた。

こうした活動結果は公文書管理の専門家にも「市民運動によって文書館ができるのは全国的にみても珍しい」と評価されているとのことである。

文書館3館開設という成果を得た要因として報告者の小平先生は次の3点をあげられた。①地域横断的な組織を立ち上げ、目標を一市に限定せず構成全自治体での設立運動としたこと②行政、議会に積極的に働きかけ、先進地視察もともに行って認識の共有を図ってきたこと。③市民に文書保存の大切さを理

解してもらうために公開講座やシンポジウムを繰り返し実施してきたこと。

現在は残る青木村での文書館設立に注力しているとのことであった。

これから自分の地域（佐久市）での文書館設立に向けて活動を広げようとしようと考えている私にとっては示唆の多いありがたい講演であった。

全史料協長野大会参加記

元天草アーカイブズ館長
金子 久美子

今年の全史料協長野大会は、高木秀彰会長の挨拶にもあったように、各自治体が身の丈に合った公文書館をどのように構築し、アーカイブズ活動を行っていくかというテーマで開催されました。私は、天草アーカイブズの立ち上げから関わり、館長を8年勤めた経験から、市町村レベルでの公文書館の開館までに至る経緯、さらにその活動について関心があり「研修会A」「公開講演会」「研修会B」「研修会D」「大会テーマ研究会①、②、③、討論会」に参加しました。

研修会Aでは、松本市文書館、安曇野市文書館の視察に参加し、それぞれの館の説明を受けました。松本市文書館では、平成13年全史料協長野大会の際に、公文書館設置構想が進んでいた当時の本渡市長が訪問し、様々な提言をいただいたことがあります。その時はまだ旧公民館を利用されていたので、施設としては完全なものではありませんでしたが、その理念、保存の手法など天草アーカイブズの立ち上げに重要な助言をいただきました。それから、13年の時を経て、平成26年新築された公文書館設備が文書の保存・管理・活用の安全性を十分考えられていたことに感銘を受けました。さらに住民利用の面でも、それまでの市史編纂室から始まった経験を余

すことなく活用しておられることが理解できました。また敷地内には松本市の重要公文書を選別するための中間保管庫も併設されており、将来にわたって住民への説明責任を果たしていく機能も備えてありました。これはひとえに小松芳郎氏の深い造詣と高い見識に加えて、住民の熱意、松本市の関係部署のみなさんの努力の賜物だと思いました。

次に安曇野市文書館の視察では、平成17年南安曇野郡豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、東筑摩郡明科町の5町村の合併を機に、各地の古文書、公文書の保存に向けて活動が始まったことの説明がありました。私は天草市として合併した2市8町の公文書の整理に関わった経験から、安曇野市文書館の職員の方のご苦勞は良く理解できます。長野県の関係者ネットワークが存分に発揮され、先駆者のアイディアを取り入れ、理解し、実行されたことでスムーズに開館出来たのではないかと思います。施設は旧堀金村の公民館を改築して開館したとのことで、書庫、作業場等のスペースは十分にあると感じました。講義室、書庫ともに、元の会議室など有効活用されており、かつ閲覧コーナーにはだれでも手にとって見ることのできる書棚があり、資料が並べられていました。長野県政史をはじめとして、北安曇野誌、南安曇野郡誌、上田小県誌、松本市史など合併前の自治体が著わしたそれぞれの歴史をつづった書籍です。このコーナーを見るだけで、安曇野市民の郷土愛をうかがうことができます。

公開講演会では、国立公文書館加藤丈夫館長が「時を貫く記録を活かす」という演題で講演されました。平成から令和への時代の転換期を迎え、戦争のない平和な時代を継続していくこと、頻発する自然災害への備え、人口減少と少子高齢化社会への対応など、まず取り組むべきことは公文書管理の充実であると強調されました。公文書館の役割、歴史を学ぶ意義について、興味深いエピソードを交

えながら話されたうえで、認証アーキビスト養成への取り組みについても言及されました。講演の途中では、長野県民全ての人が歌えるという「信濃の国は十州に連ぬる…」から始まる県歌をそらんじられ、加藤館長の長野県に対する尊敬が感じられました。

研修会Bでは、松本市文書館の小松芳郎氏が、「私のアーカイブズ入門」として学校現場におられた経歴から記録の重要性に気付かれ、県内の研究団体とともに長野県史の編纂に携わってこられたことを話されました。松本市文書館設立の経緯、旧役場文書、地域文書の調査・整理・保存についても説明がありました。公文書館設立の効果として、地域文書の所蔵者から安心感が広がったことも紹介されました。今後は、生涯学習の場としての活動を創造していくために、講演会、講座、研修会などで学習の場を増やしていくとのことでした。氏の活動の根底には、記録が証明する歴史に対する深い愛情があると感じましたし、これからも根拠ある郷土愛醸成のため活躍していかれるだろうと思いました。

研修会Dでは、藤沢市文書館の櫛原直樹氏は「市町村の公文書管理—アーキビストの前方進出の視点から—」という題で話されました。アーカイブズを豊かにするためには、現用文書が適切に管理されていなければならないこと、そのためにはレコードマネージャー（文書管理専門職）が必要であるということでした。藤沢市で行った職員への文書取扱について調査され、その事例が紹介されました。文書管理条例および同施行規則については知っていても、その内容についてはあまりよく知らないが3割強になることから、職員の意識改革のためにも、レコードマネージャー、文書取扱主任が果たす役割の重要性を強調されました。その上で、アーキビストの役割として、非現用文書の整理、保管、快適な管理、評価選別はもちろんのこと、作成段階からのサポート、例えば、文書管理システム更新お

よび運用保守への参画、職員への支援、コーディネイト能力などを挙げられました。市町村単位の公文書館ではフロントランナーである藤沢市ですが、平成26年、文書管理の有識者会議の提言を受け、さらに先進的な取り組みを始めておられることに感銘を受けました。

大会テーマ研究会①②では、安曇野市公文書館が全史料協調査・研究委員会による「公文書館機能ミニマムモデル」を活用したことが報告されました。開館時に公文書館として最低満たしておきたい事項を全てチェックされ、運営に活かすという手法は、効率的であると思いました。例えばミニマムモデルの「3.1管理する歴史資料としての公文書が公開されている」に関する評価は△で、今後データベース化する際に研究していく考えのようです。安曇野市文書館の業務計画立案の際、非常に重要な役割を果たしていくものになったと思いました。大会テーマ③ではなぜ長野県に公・文書館が多く設置されているかについての発表でした。歴史館や研究所も含めると12館にもなり、その母体は住民運動と行政の共同設置であること、さらに地域を限定することなく広範囲を対象としたことが紹介され、設置までの過程で各方面への働きかけ、先進地への視察、研究団体による目録作成、公開講演、シンポジウム開催と様々に取り組まれたことを話されました。なにより、千曲川流域文化圏という言葉からもうかがい知ることが出来るように、歴史を示す史料への高い関心と旺盛な研究心をもった住民の存在が、長野県の公文書館数の多さに繋がっていると納得させられました。

最後の大会テーマ討論会では、活発で建設的な意見交換が行われましたが、2点紹介します。まず1点目、公文書館設立のためにはどうすればいいのかという質問から、住民が声を挙げること、突破口として首長、議会に働きかけることといった意見がありました。もう1点は、地域史料と公文書を一緒に扱う

意味についての質問でしたが、長野県では、自治体史をつくるためにはどちらも必要であり、複合館としての機能を備えることとなったという回答でした。最後に、公文書館設立に関わった人の熱意を次世代へ伝えていかな

ければならない、いつの時代も史料にアクセスできる環境を整えなければならないという意見で、この大会は終了しました。最後に大会開催に関わってくださった皆様に感謝申し上げます。閣下

第45回全史料協全国（安曇野）大会を終えて

全史料協全国（安曇野）大会は、令和元年11月14日（木）・15日（金）の両日、長野県安曇野市において、安曇野市豊科公民館を主会場として開催された。また研修会A（視察）は安曇野市文書館・安曇野市豊科郷土博物館・貞享義民記念館・松本市文書館を会場として行われた。大会全体としては両日で258名の参加者があった。

長野県での開催は平成13年度の長野市以来であった。大会開催・視察をお引き受けいただいた安曇野市・安曇野市教育委員会や松本市文書館、大会直前に大規模な水害に見舞われたにもかかわらず多くの方に参加・協力をいただいた長野県内の皆様に対し、改めて御礼を申し上げたい。

今回の大会テーマは「文書館をつくる～市町村が拓くアーカイブズ活動～とした。長野県内では長野県立歴史館の他、市町村立の公文書館施設が8館設立されている。設立の経緯は各自治体・施設によって様々であるが、大会では長野県内の「文書館」設立についての「熱」を全国に伝えるとともに、その背景には市町村合併、人口減少、度重なる災害などによる地域史料や公文書の保存・活用に対する危機感が存在することを知らせる。そのような中で基礎的自治体はどのような役割を果たすべきなのかという問題提起を含んだテーマとなった。

1日目午前の研修会Aは視察コースを3つ設定した。コース設定については安曇野市文書館の状況および文化財などについて理解を



安曇野市豊科公民館外観

深めていただくとともに、安曇野市に隣接し、市町村公文書館施設の先進地である松本市文書館も視察先とさせていただいた。現地の道幅などの関係でコースによってはマイクロバスでの移動となった。また集合時間や場所をコースによって分けたが、これは首都圏からの交通事情なども考慮した結果であった。

1日目午後からは開会行事と公開講演会、研修会、調査・研究委員会報告を行った。開会行事に引き続いて行われた公開講演会は国立公文書館の加藤丈夫館長にお願いした。これは安曇野市文書館がその設立前から現在に至るまで市民とともに歩んできた経緯を踏まえ、今後のアーカイブズ活動について道標となる講演をお願いしたものであった。加藤館長は「時を貫く記録を活かす～令和の時代に公文書館が望まれること～」と題して、公文書管理法の考え方やアーキビストの認証制度、公文書や歴史的資料を通して国や地域の文化を知ることの重要性などについて説かれた。



会場の様子

続いて行われた研修会は、市町村立文書館の設立から現在、今後の市町村アーカイブズ活動を軸とした主に初任者向けの研修会B「アーカイブズ入門」、多様な社会運動の資料収集アーカイブズ機関としての成果と課題を発表の素材とされた研修会C「戦後社会運動のアーカイブズとして一立教大学共生社会研究センターの経験と課題」であった。1日目の最後には調査・研究委員会から、今後行う調査「基礎自治体における公文書管理の実態調査について」の報告があった。

2日目は研修会と大会テーマ研究会を行った。午前の研修会は、公文書のライフサイクル全体についてアーキビストが関与を深めることの必要性を説いた研修会D「市町村の公文書管理～アーキビストの前方進出の視点から～」、地域史料の散逸に対する危機感と長野県内での取り組みを紹介した研修会E「地域史料の危機管理～長野県における史誌編集事業との関わり～」であった。

大会テーマ研究会は趣旨説明の後、「安曇野市文書館の開館について～公文書館機能ミニマムモデルの活用～」、「長野県内市町村の『公文書館機能ミニマムモデル』を活用した実態調査について」、「市民要望としての公文書館設置～上田市公文書館の設置などについて」の3本の報告を行い、その後、報告者を交えての総合討論を行った。総合討論の前には長野県内の市町村立文書館の参加者からコメントをいただいた。

大会でご提出いただいたアンケートの結果について、若干紹介しておきたい。

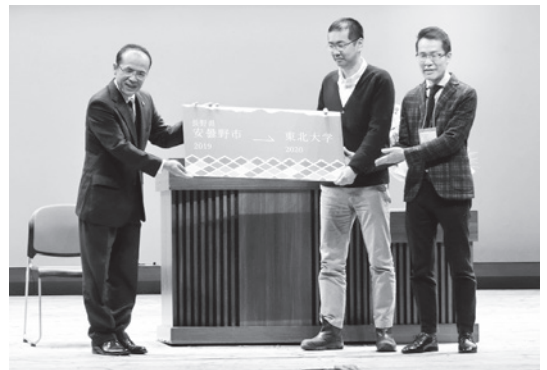
まず研修会A（視察）については「大変参考になった」「参考になった」を合わせて100%となり、視察内容がかなり好評であったといえる。

特に安曇野市文書館については、「5町村が合併して誕生した市が、旧町村文書をどのように収集、整理しているかを知ることができてとてもよかった」という意見があった。またもっと時間をゆっくりとって説明して欲しかった、定員が少ないコースがあって参加できず残念だったという意見もあった。

次に展示については、会場の関係でポスターセッションと企業協賛展示の会場が別になり、ポスターセッション会場では混み合った時間があつたが概ね好評であった。

大会テーマの設定についても「適当」「どちらかといえば適当」を合わせて100%で、今大会のテーマとしては妥当だったといえると思う。今大会の直前には開催地の長野県をはじめ広範囲にわたる風水害が発生し、災害に対する史料保存の問題がよりクローズアップされてきているが、これについては来年度の仙台大会で大きく取り上げる予定である。

最後に国立公文書館加藤館長をはじめ講師、報告者の皆様、後援・共催していただいた各機関、そして改めて大会開催にご尽力いただいた安曇野市の皆様に謝意を表し結句としたい。



次回は東北大学での開催です！

会 員 動 向

区 分	R 1 . 9 . 1 現在	入 会	退 会	R 2 . 2 . 1 現在
機 関 会 員	136	2	0	138
個 人 会 員	292	4	4	292
合 計	428	6	4	430

◎新規会員

(1)機関会員 神奈川県立公文書館[神奈川県]、(株)資料保存器材[東京都]

(2)個人会員 中山貴子[東京都]、吉岡 恵[滋賀県]、荻山正浩[千葉県]、泉 亮子[北海道]

*敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

◆会誌『記録と史料』第31号原稿募集のお知らせ◆

会誌『記録と史料』は、大勢の皆様の原稿に支えられています。

「研究」、「アーキビストの眼」、「世界の窓」、「書評と紹介」などの各コーナーの原稿を、随時募集しています。投稿ご希望の方は、2020年9月末日までに広報・広聴委員会にご連絡ください。

会員の皆様の積極的なご投稿をお待ちしています。

■編 集 後 記■

○会報第107号は安曇野大会特集号です。長野県は郷土教育や自治体史編さん、地域史研究団体等の活動により地域の記録を守り、伝え、活用している蓄積があります。それと共に行政・議会・地域の方々が、各々の立場から文書館や資料保全の必要性を考えて活動し続けておられることが「市町村が拓くアーカイブズ活動」となっていることを実感した大会でした。公文書・古文書といった地域の記録の活用についてのご発言等に込められた熱意が収録された号になったと思います。

安曇野大会は、台風19号の発生から約1ヶ月後の開催でした。会場の安曇野市をはじめ、復旧の最中に大会開催にお力添えいただきました長野の皆様にご心より御礼申し上げます。(宇)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会報107号

2020(令和2)年3月31日発行

全史料協事務局 寒川文書館

〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山135-1

TEL: 0467-75-3691 FAX: 0467-75-3758

広報・広聴委員会事務局 広島県立文書館

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47

TEL: 082-245-8444 FAX: 082-245-4541